

法学未修者教育に関するシンポジウム
進行次第

資料6

《司会》 内村 涼子(法科大学院センター副委員長, 弁護士)

開会挨拶 岩崎 淳司(日本弁護士連合会副会長)

- 1 未修者教育プロジェクト・ヒアリング結果取りまとめ報告
報告者: 宮城 哲(日弁連法科大学院センター副委員長)
 - 2 授業の実践例の報告
 - ・東北大学における未修1年の刑法教育について
報告者: 成瀬 幸典(東北大学大学院法学研究科教授)
 - ・北海道大学における未修1年の民法教育について
報告者: 池田 清治(北海道大学大学院法学研究科教授)
 - ・神戸大学における民法及び法文書作成の基礎教育について
報告者: 田中 洋(神戸大学大学院法学研究科教授)
 - ・一橋大学における憲法科目の未修者教育について
報告者: 只野 雅人(一橋大学大学院法学研究科教授)
 - 3 パネルディスカッション
《パネリスト》 成瀬 幸典(東北大学大学院法学研究科教授)
池田 清治(北海道大学大学院法学研究科教授)
田中 洋(神戸大学大学院法学研究科教授)
只野 雅人(一橋大学大学院法学研究科教授)
宮城 哲(日弁連法科大学院センター副委員長)
《コーディネーター》 日吉 由美子(日弁連法科大学院センター委員)
- 閉会挨拶 片山 直也(法科大学院協会理事長)

未修者教育プロジェクト
ヒアリング結果取りまとめ報告書

2021年6月19日

未修者教育プロジェクト
(日本弁護士連合会・法科大学院協会共同実施プロジェクト)

はじめに

この報告書は、日本弁護士連合会と法科大学院協会が共同実施した未修者教育プロジェクトにおけるヒアリングの結果を取りまとめたものです。

令和2年度の第10期中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会において法学未修者教育の改善・充実について集中的に議論がされている中で、2020年秋頃から、日本弁護士連合会法科大学院センター（以下「法科大学院センター」という）において、法学未修者教育の内容・方法に焦点を当てた調査研究を行うプロジェクトの検討を始めたところ、同年12月に法科大学院協会においてカリキュラム等検討委員会に未修者基礎教育検討小委員会が設置されたことなどから、法科大学院センターが検討していたプロジェクトを法科大学院協会と共同で実施する構想が生まれ、共同で準備を進めた結果、2021年3月から日本弁護士連合会と法科大学院協会が共同実施する「未修者教育プロジェクト」が正式にスタートしました。プロジェクトの趣旨や調査研究の概要は、本文において紹介しますが、学修者本位の教育の実現をキーワードに、法学未修者教育を受けて司法試験に合格した17名の皆様と4名の法科大学院教員の先生方にご協力いただいてヒアリングを実施し、その結果を取りまとめたのが本報告書です。法学未修者教育の改善・充実の動きに拍車をかけるため、少しでも早く公表することを優先し、調査研究の範囲を限定したため、今後の調査研究に委ねる部分も多くありますが、法学未修者教育の改善・充実のためのヒントがたくさん詰まった報告書になるように取りまとめたので、法学未修者教育に関わる多くの方々にお読みいただけることを願っております。

最後に、ヒアリングにご協力いただいた17名の未修合格者の皆様と4名の教員の先生方に、心より御礼申し上げます。

2021年6月

日本弁護士連合会・法科大学院協会共同実施未修者教育プロジェクト
研究代表 宮 城 哲（法科大学院センター副委員長）

【目 次】

第1 未修者教育プロジェクトについて	2 頁
第2 未修合格者ヒアリング結果取りまとめ	4 頁
第3 教員ヒアリング結果取りまとめ	27 頁
第4 まとめ	41 頁
別紙 未修者教育プロジェクトメンバー一覧	43 頁

第1 未修者教育プロジェクトについて

1 プロジェクトの趣旨

法学未修者（以下「未修者」という）の司法試験合格率の低迷や入学者減少等を踏まえ、法科大学院における未修者教育の改善が喫緊の課題となっている。

昨年度の中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会（以下「中教審」という）における「法学未修者教育の充実について」の議論のまとめにおいても、未修者教育の充実のための様々な対応策がまとめられ、その中で、「学修者本位の教育の実現」という観点から、「効果的・効率的な学修に向けた法科大学院間の協働」として、「個々の法科大学院では予算、時間、人的資源などに限りがある」ことを前提に、また、「法曹界とも連携」する必要性を指摘したうえで、「まずは、法科大学院協会を中心として、法学未修者教育の・・・在り方について継続的に議論する場（協働プラットフォーム）を設けることが求められる。教育内容、教育方法（ICT 活用を含む）、補助教員等の活用など幅広い分野について、法律実務家の協力も得ながら、各法科大学院における法学未修者教育の充実を促し、合わせて全国的な教育水準の底上げを目指していくことが期待される。」とされている¹。

また、文部科学省平成30年度先導的の大学改革推進委託事業として実施された「法科大学院における法学未修者への教育手法に関する調査研究成果報告書」（以下「法務研究財団成果報告書」という）において、法学未修者が抱える問題状況として、「法科大学院に入学した時点において・・・基本的な学修方法がわからず、日々の授業にどう対応していけばよいのか戸惑うなかで無為に時間が過ぎてしまう・・・法律的な文書を作成した経験がないまま・・・近づいてくる前期期末試験・・・にどう対応すればよいかということで頭の中が一杯になってしまい・・・長期的な学修プランをイメージすることができないまま、1年次前期が終了してしまう。このように、一応の学修方法を身につけるまでに入学後、相当の時間を要することから、重要な部分を意識しつつメリハリをつけながら基本書を読む訓練や、具体的事例のなかから問題点を見いだして解決策を文章に構成する、という訓練を本格的に開始する時期が法学既修者に比べて大幅に遅くなり、そのことの影響が、法学既修者と合流する2年次以降においても、法学既修者との大きな学力差となって現れる、という問題」が指摘されていたところである²。

そこで、法科大学院協会（以下「協会」という）が中心となった連携や協働の第一歩として、協会と日本弁護士連合会（以下「日弁連」という）とが共同し、未修者が3年標準就学課程において司法試験に合格できる学識及び応用能力を修得できるようになるために、憲法・民法・刑法につき、未修1年の段階（特に入学前後から前期の

¹ 中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会「法学未修者教育の充実について－第10期の議論のまとめ」（令和3年2月3日）（以下「中教審第10期まとめ」という）18頁以下参照。

² 公益財団法人日弁連法務研究財団「法科大学院における法学未修者への教育手法に関する調査研究成果報告書」（2019年3月）26頁以下参照。

段階)で、未修者にどのような内容・方法の教育を行うべきか、ということを中心に調査研究を行い、法科大学院全体における未修者教育の改善・充実にとって有益な研究成果を提供することを目的としてプロジェクトを企画した。

2 プロジェクトにおける調査研究の概要

本プロジェクトにおいては、(1)学修者本位の教育の実現という観点から、法科大学院で未修者教育を受けて司法試験に合格した若手弁護士等(以下「未修合格者」という)から、未修者教育として良かった教育の内容や方法等についてヒアリングを行うとともに、(2)各法科大学院で実践されている未修者教育の好事例を法科大学院全体で共有すべく、(上記ヒアリングで未修者合格者から高く評価された)法科大学院教員から、未修者教育として実践している教育の内容・方法等についてヒアリングを行い、(3)その結果等を分析して一定の取りまとめを行い、協会と日弁連が共催するシンポジウムでその報告することを予定したうえで、上記(1)及び(2)のヒアリングを次のように実施した³。

(1) 未修合格者ヒアリング(計17名)⁴

- ア 令和2年度合格者ヒアリング①(3名) 2021年3月7日(日) 14時～17時
Aさん: 中規模国立LS修了(法学部出身)
Bさん: 小規模私立LS修了(法学部出身)
Cさん: 大規模私立LS修了(他学部出身、社会人経験)
- イ 令和2年度合格者ヒアリング②(1名) 2021年3月10日(水) 10時～11時
Dさん: 小規模私立LS修了(法学部出身)
- ウ 若手弁護士ヒアリング①(3名) 2021年3月18日(木) 14時～17時
E弁護士(68期): 大規模私立LS修了(他学部出身)
F弁護士(68期): 中規模国立LS修了(他学部出身)
G弁護士(69期): 中規模国立LS修了(他学部出身)
- エ 若手弁護士ヒアリング②(4名) 2021年3月19日(金) 14時～17時
H弁護士(72期): 中規模国立LS修了(他学部出身、社会人経験)
I弁護士(72期): 中規模国立LS修了(他学部出身、社会人経験)
J弁護士(71期): 大規模国立LS修了(法学部出身、社会人経験)
K弁護士(70期): 中規模国立LS修了(他学部出身)

³ ヒアリングや会議等はすべてオンラインで実施した。

⁴ 多様な未修合格者の声を聴くべく、法科大学院の規模、国公立・私立の別、他学部出身・社会人経験・法学部出身の別、地域性、男女の別等を考慮してバランスよく選定することとし、基本的には日弁連側で各地域の弁護士から紹介を受けて(できるだけ近時の法科大学院教育を受けた司法修習70期前後の若手弁護士を)選び、令和2年度司法試験合格者については法科大学院教員からの紹介も受けた。なお、規模については、入学定員100名以上を大規模、31名～99名を中規模、30名以下を小規模と整理した。また、地域性については、北海道、東北、関東、中部、近畿、中国及び九州の各地域の法科大学院からヒアリング対象者を選定した。そして、17名中、男性は8名、女性は9名である。

- オ 若手弁護士ヒアリング③ (3名) 2021年3月19日(金) 14時～17時
L弁護士(73期):小規模国立LS修了(他学部出身)
M弁護士(73期):大規模私立LS修了(法学部出身)
N弁護士(68期):中規模国立LS修了(法学部出身)
- カ 若手弁護士ヒアリング④ (3名) 2021年3月26日(金) 9時～12時
O弁護士(71期):小規模私立LS修了(他学部、社会人出身)
P弁護士(69期):中規模国立LS修了(法学部出身)
Q弁護士(73期):中規模私立LS修了(他学部、社会人出身)

(2) 教員ヒアリング(計4名)⁵

- ア 田中洋教授ヒアリング 2021年4月27日(火) 15時～17時
神戸大学における民法科目等の未修者教育について
- イ 成瀬幸典教授ヒアリング 2021年4月29日(木) 10時～12時
東北大学における刑法科目の未修者教育について
- ウ 只野雅人教授ヒアリング 2021年4月30日(金) 10時～12時
一橋大学における憲法科目の未修者教育について
- エ 池田清治教授ヒアリング 2021年4月30日(金) 16時半～18時半
北海道大学における民法科目の未修者教育について

(3) 調査研究取りまとめ会議

- ア 第1回 2021年5月25日(火) 15時～17時
- イ 第2回 2021年6月13日(日) 10時～12時

(4) シンポジウム 2021年6月19日(土) 15:00～17:30

「法学未修者教育に関するシンポジウムー法学未修者教育の内容・方法についての
研究調査報告～未修1年前期の授業を中心に～」

第2 未修合格者ヒアリング結果取りまとめ

1 ヒアリングの概要と取りまとめの方針

未修合格者ヒアリングにおいては、①未修者がいつ、どのようなきっかけで伸びたかという成長曲線を確認したうえで、②1年前期の憲法・民法・刑法の授業及び入学

⁵ 未修合格者ヒアリングでは、未修者教育として良い授業を行っている法科大学院教員の情報も収集し、多くの教員名があがった。今回は、その中から、憲法・民法・刑法3科目及び未修1年前期の法文書作成教育を担当する4名の教員に限定してヒアリングを行ったが、他の優れた未修者教育を実践されている教員の好事例についても、今後の未修者教育の改善・充実のための取組において、何らかの形で取り上げたいと考えている。

前後の未修者向けの導入教育を中心に、未修者にとって良かった授業や取組の内容や方法等、③逆に未修者にとって良くなかった授業や取組の内容や方法等についてヒアリングを行うことを基本としつつ、④その他、今後の未修者教育の改善・充実に向けた取組のための参考になりうる様々な意見等を聴取し、また、⑤その後の教員ヒアリングの対象者を選定する参考意見として、未修者教育として良い授業を行っている教員を推薦してもらった。

以上のような未修者合格者ヒアリングの結果につき、①いつ、どのようなきっかけで伸びたかという成長曲線に関する未修合格者の声をそのまま紹介し、②未修者教育として良かった授業等（グッドプラクティス）に関する未修合格者の声、③未修者教育として良くなかった授業等（バッドプラクティス）に関する未修合格者の声をそれぞれ整理して紹介することを基本としつつ、④未修合格者から得られたその他の貴重な意見等についても紹介したうえで、かかる未修合格者の声から抽出できる未修者教育の改善・充実のためのヒントを考察して紹介するという形で取りまとめることとした。

なお、以下のような未修合格者の声がすべて正しいわけではなく、教員としては反論したいところもあると思われるが、大切なことは、学修者本位の教育の実現という観点から、まずは未修教育を受けてきた者の率直な声に耳を傾けるということである。そのうえで、各教員が行っている未修者教育の改善・充実ににとって参考になるものがあれば、それを未修者教育の改善・充実にお役立ていただけると幸いである。

2 いつ、どのようなきっかけで伸びたかー成長曲線

- ロースクール（以下「LS」という）在学時は、授業についていくことに必死で、授業をしっかり受けてさえいれば司法試験に合格できるのだろうと思っていた。卒業後、1回目の司法試験に落ちたことで、司法試験を意識した勉強に切り替えるようになった。予備校の模試を受けて成績も上がってきたため、卒業後2回目の司法試験受験頃から「自分の勉強の仕方」に確信が持てるようになった気がしている。LSの勉強だけでは司法試験に合格できない、ということを認識したときは、びっくりした。（他学部出身、社会人経験）
- LS教育に慣れたのは3年前期（LSの成績は良くなった）。法律的な考え方ができるようになったのは、1回目の司法試験に落ちて、答案が書けないことに気づき、2回目の司法試験の受験中。答案をどう書くかというアウトプットを意識して勉強するようになり、根拠条文を意識し、趣旨・規範がなぜそうなっているのか正確に理解して覚え、事実と評価が区別できるようになった。（他学部出身）
- 1回目の受験直前で予備校の全国模試を受け、講師の解説を受けて始めて法律の考え方が理解できた。答案の書き方として、聞かれたことに答えることの意味が分かった。（法学部出身）

- ずっと論点主義の学修をしてきたが、研究室で個別指導をしてもらっていた実務家教員から、条文をきちんと読みなさい、必ず趣旨を答えられるようにしなさい、論点を覚えるのではなく、どうしてこういう論点があるのかをしっかりと考えるようにしなさいと言われ続け、最終学年でやっと自分の勉強方法が間違っていたと気づき、基本書に戻って趣旨を確認し、なぜ当該論点が問題になるのか、どう解釈すべきか丁寧に考える勉強方法に切り替えることができ、司法試験に合格できた。(法学部出身)
- 3年生から司法試験の過去問を解いていくうちにこういう回答をすればよいのか分かり、勉強方法も分かって勉強プランが立てられるようになった。(法学部出身、社会人経験)
- 3年になって司法試験過去問の起案をするようになって、優秀答案を見てこういう風に変えるべき、勉強方法をこう変えれば良いのだというのが分かり、勉強と答案に書くべきことがリンクしてきた。未修者は書き始めるのが遅いと言われるが、もう少し早い時点で過去問にチャレンジしてもよかったのかもしれない。(他学部出身)
- 1年、2年のときは、知識を詰め込む勉強方法で、成績は良かったが、知識が定着していない自覚があり、このままではダメだと感じていた。3年になって、問題演習中心の勉強をするようになり、最初は書けなくて苦痛だったが、優秀答案が法律論をどう答案に落とし込んでいるのか意識して読むようになり、その後、答案に書けるように知識を頭の中で整理して自分なりに簡潔な言葉にするという作業を繰り返すようになり、過去問等も時間内にギリギリ書けるようになったのが3年の夏頃で、そのとき自分の勉強の仕方に確信が持てた。(他学部出身)
- 3年のときに、優秀な既修者がいるなかで、未修の自分が優秀答案を書けるようになってきたので、勉強方法の仕方が間違っていなかったと確信できた。最初は問いに答えていない答案を書くことも多々あったが、問いに正面から答えるという当たり前を意識できるようになり、優秀答案を読み、それを目指すような勉強ができるようになって成績が徐々にあがっていった。(他学部出身)
- 司法試験の過去問の優秀答案を読んでいる際、三段論法を意識して書かれた優秀答案を読み、「これがということなのか」と思った。(他学部出身、社会人経験)
- 自分の伸び方は、曲線というよりも、階段だったと思う。いくつかのきっかけで、全教科が一気に分かるようになったタイミングが何度かあった。①1、2年は授業に付いていくのが必死だった。法学という学問が全く分からず、そもそもなぜ議論されるのか、が分からなかった。例えば、条文を解釈する、という行為の意味や意義が分からなかった。法律の基礎がないので、木を見て森を見ずに陥ってしまいがち。浅くてもいいので広く勉強することを心掛けた。②2年の頃、刑事系の授業中に「事実と評価を混同しない」との指導を受けて、全教科に役立った。③3年時の

実務家教員による民事系の演習授業で「条文を読んで自分の頭で考えて解釈する」訓練をしたことも、ぐっと伸びたきっかけ。④3年時のゼミで「法の趣旨、判例に基づいて、まず、原則を押さえる。次に例外を考える。結果の妥当性（違和感）は最後に考える」との指摘を受けたとき（社会人経験が長く、結果の妥当性を重視した起案に対する教授の指導）。（他学部出身、社会人経験）

- 既修と合流する2年前期の終了時の成績が上のほうだったのでこの感じで行けば大丈夫だと感じた。過去問の起案は3年生になるまでやっておらず基本的には授業の予復習のみで成績も上位で安定していた。勉強の仕方に確信を持てたのも同じ時期。（法学部出身）
- 1年は知識を詰める形であったが、2年からは実務家による要件事実の授業や司法試験の答案を意識した起案などによって、事実と法律知識の結び付きが分かるようになって、法律的な考え方ができるようになったと感じた。（法学部出身）
- LS入学1年目の冬頃にそれまでの自分の勉強の仕方が違っていた、法律はこういう風に勉強するんだなというのが分かった。科目でいうと民法だったかなと思う。それまでがあまり条文に拘らずに学修していて、条文に拘る学修ができるようになったのがそのとき。（他学部出身）

3 未修者教育として良かった授業等—グッドプラクティス

(1) 入学前

今回の未修合格者ヒアリングでは、未修者が大いに役に立ったと振り返るような入学前セミナー等については特に回答がなかった⁶。

(2) 1年前期

ア 基本科目

- 初学者にとっては、1年前期は予習よりも復習中心の授業がありがたい。復習課題で○×問題があるのがよかった。
- 予習は不要で授業をしっかり聞きなさいというスタンス。終わってから取り扱った問題演習を解かせる。復習中心だが、その方が効率がよいと思う。
- 初学者は、基本書を読んでも重要なところとそうでないところの強弱が分か

⁶ 今回のヒアリングでは、入学前セミナー等はあったが時間的・場所的な制約から受講できなかったという方も少なくなかった。また、ヒアリング対象者の多くは弁護士であり、どんなに早くても法科大学院入学前というのは5年以上も前のことであるし、令和2年度司法試験合格者でも入学前というのは4年以上前のことになる。今回のヒアリング結果は、あくまで入学前セミナー等を受講した方の中で大いに役に立ったという回答がなかったに過ぎず、それも4、5年以上も前のことについてのことである。前掲中教審第10期まとめ16頁において、現在では多くの法科大学院が入学前の期間を活用して入学予定者に対する導入的な教育をしていることが紹介されており、また、前掲法務研究財団成果報告書32頁以下でもいくつかの法科大学院の入学前の取組が紹介されているところであり、今後の調査研究等により、多くの入学前セミナー等の好事例が紹介されること、そして、未修者から入学前セミナー等が大いに役に立ったという多くの声が聞けることを期待したい。

らないが、重要問題についてはレジュメに事例問題が記載されており、レジュメを見るだけで強弱が分かる形に工夫されていた。事例があると考えやすいしとっつきやすい。レジュメは授業の最後に次回の授業のレジュメが配られ、レジュメに記載された事例問題を検討する形で予習し、次回の授業で事例問題について双方向でやりとりするという授業の進め方も良かった。

- 予習では、事前に配付されるレジュメに記載されているキーワードに着目しながら基本書を読み、引用されている判例を読み、最後に記載されている事例問題を自分なりに検討する。授業では、先生が基礎知識を分かりやすく体系的に説明した上で、判例の内容や基礎知識の応用問題を問答方式で学生に答えさせ、最後に、授業で学んだことや予習してきたことを組み合わせて事例問題を皆で考えながら答えにたどり着くといった、段階的に頭をトレーニングさせる授業がとても良かった。
- 1年次から、授業で扱った内容に関連した短答式試験の過去問を予習課題として解く機会が与えられた授業があった。未修者は短答への取組が遅いと言われているが、このような形で1年次から取り組めたのは良かった。
- 判例百選について、予習の段階では、事案の概要と判旨だけ読めばよい（解説は余裕がなければ読まなくてもよい）などきちんと指示があるとありがたい。
- 文章を読むのが好きではなかったのですが、レジュメに小問が付いていてそれを事前に検討しておくというやり方は理解が進んで良かった。講義形式で授業をしていたが人数が少なかったため、結局ゼミのような形で、自分としてはすごく良かった。双方向の場合、学修が熱心でない方や留年していた方とのやり取りでは無駄に時間が掛かっていたように感じたが、自分はそれを反面教師としていた。
- 授業では重要度に応じて緩急を付け、授業後に親身に質問にも答えてくれた授業が良かった。内容は講義と双方向のハイブリッドであったが、どちらかというと講義が多かった。1年前期は学修の進度の度合いがバラバラになると思うので、あまり双方向にする価値はないのではないか。
- レジュメがとても丁寧で、重要度のメリハリがはっきりしており、重要度高の箇所を重点的に授業した上で、重要度の低い箇所は、ここは短答をしっかりとやればよいとか、初学者を意識した授業をしてくれた。
- 判例中心の授業がよかった。この講義のために判例百選をしっかりと学んだ。
- 非常に話のうまい教員が、司法試験に直結した内容について、主に講義形式で、多少ソクラテスメソッドをおりまぜてした講義が非常に分かりやすくよかった。
- 小テストを実施する授業が良かった。1年前期の早い段階で行われ、所要時間は1時間か1時間半ほどの、10点満点で2～3枚の起案式だった。添削し

てくれて点数をつけて返されるし、講評もある。全くできないことが分かって、これは勉強しなければいけないと気づいた。他の科目でもやって欲しかった。

＜憲法に関するもの＞

- レジュメがよかった。基本書だけでは全く分からないところ、司法試験でも必要な判例が記載されており、しかも司法試験との関係で大事な人権とそうでない人権とで「手厚さ」を分けてくれていた。
- レジュメに判例の引用が多く、百選にないものも百選判例との比較対象で掲載され、レジュメで判例まで復習できた。少し高度で当時は復習しても分からなかったが、後になって、あれはこういうことかと理解できた。

＜刑法に関するもの＞

- レジュメで、判例やそれに対する批判、行為無価値・結果無価値の本質などどこにも書いていないことも教えてくれた。このレジュメがなければ何も分からなかった。
- 司法試験を意識した授業をしてくれたのがよかった。学説中心になりがちなところ、判例中心だったのが良かった。

イ 未修者向け基礎講座⁷

- 1年春学期の「法務基礎演習」は、文書作成や法解釈の基礎を学ばせ、早い段階から良い答案のイメージをもたせる授業であり、1年生の大半が受けていて、非常に高評価である。
- 1年次前期、12回にわたって、弁護士が文書作成指導をしてくれる講座があった。ローブラクティスという問題集を使って、短い問題に当てはめを含めて答案を書ききる内容。法律文章になっているかどうかを手取り足取り教えてくれて、期末試験ではこういうことを書かないといけないと分かり、今思えばこれがなかったらどうしようかと思うくらい重要な講座だった。勉強の大変さや心構えも教えてくれて身が引き締まった。
- 授業の担当教員と連携して行う補助教員のゼミは役に立った。
- 答案を書かせて添削するような基礎ゼミがあったが、優秀答案を皆に配っていた。最初の段階で優秀答案がどういうものかイメージできるのは良かった。
- 正規の講座ではなかったが、補助教員によるフォローアップ講座があった。頻度は週1回程度、ゼミ形式での実施だった。内容は担当教員の進め方によるが、教員から質疑や、起案の仕方を教わるなどの内容だった。授業で分からないことを聞けてよかった。正課とはリンクしていないが、質問をフリーに受け

⁷ ここでは、1年前期に開講されている未修者向けの法解釈や法文書作成等の基礎を修得させるための科目の他、課外で若手弁護士等補助教員が法文書作成等を指導するゼミや講座なども広く含めて未修者向け基礎講座という。

付けてもらえた。未修者には未修者の修了生が割り振られていた。起案方法の
レクチャーにとどまらず起案をすれば起案添削もしてくれた。フォローアップ
講座は非常に役に立った。司法試験受験までの大まかなスケジュール、時期ご
とに達成すべきノルマ、LSでの勉強方法等を学べた。

(3) 1年後期

- 行政法の授業で、小さい演習を沢山した。双方向なのは他の授業と同じだが、
こちらが言いやすいように誘導してくれたので、授業に対する恐怖心がなかった。
また、司法試験ではこういう感じ、というのを言ってくれて、司法試験に合格さ
せたいという気持ちで授業をしていていることを感じた。また、学生のために
過去の期末試験問題とその解答例などを自由に閲覧できるようにしてくれていた。
- 刑事訴訟法は、かなりハードなソクラテスメソッドだったが、とても良かった。
ケースブック刑事訴訟法を使って、問題ごとに予習をする。条文を間違えると減
点され、地裁判決を判例というと怒られるなど、厳しかった。しかし、条文の配
置の意味や捜査のところの主体（裁判官、司法警察職員など）など基本的なこと
から応用まできちんと教えてくれて、とても勉強になった。また、授業後に授業
で使ったスライドをアップしてもらえるので、スライドに書いてある内容をメモ
する必要がなく、授業に集中できた。

(4) 2年以降

- 2年で既修者と合流して困難を感じる科目が多かったが、1年の科目と2年の
科目が同じ教員の場合は、困難を感じずに、1年で学んだことを2年で深める学
修ができた。
- 2年次以降の民法は全て問題検討だったが、問題は先生のオリジナル問題で、
起案も求められ、それを検討して発表する内容。準備も大変だったが、非常に有
益だった。司法試験の設問1問の半分くらいの量で、15回の授業で毎回違う問
題をやる。全員分は添削しないが、しっかりした起案2本について先生が添削し
て、それを全員に配る。自分の答案を見てももらえない時は個人的に見てもらい
に行った。
- 2年次以降の民事科目（民法・商法）は、事例演習教材という教材を使った授
業で司法試験対策に直結しており素晴らしかった。他の科目は教材がもっとマニ
アックで、事例演習教材のようなオーソドックスなものを使ってやってほしかっ
た。
- 2年次商法はその復習だけやればよいというほど良いものだった。レジュメに
基づいた予習では裁判例を題材にした問題にQだけ書かれたものが配られ、Qに
答えていくと裁判例についての理解が深まるという形になっていた。Qに対する

Aを作成して読み返せばそのまま復習になった。

4 未修者教育として良くなかった授業等－バッドプラクティス

(1) 入学前

- 3月下旬に、3日間に渡って1日数時間、憲法・民法・刑法の導入セミナーがあったが、初学者のみをターゲットとせず、隠れ未修者や先輩（2年次、3年次）等勉強が進んでいる人も参加しており、未修者にはちんぷんかんぷんで悶々として過ごした。勉強方法などのガイダンスの方が嬉しかった。
- 事前課題があったが、未修者で対応できないレベルだった。
- 入学前セミナーはあったと思うが、当時社会人で仕事をしていた上、遠方に住んでいたため、参加できなかった。

(2) 1年前期

ア 基本科目

- 予習の範囲が多く、授業も詰め込み型で、復習課題はない。やりっぱなしの授業だった。
- 初学者は何が重要なのか分からないので、レジュメで示して欲しい。
- 初学者は基本書を読んでも、何が大事か分からないので頭に入らない。授業を受けてみて初めて、この部分が大事で、この部分はその次、というように重要度についても話してもらえれば復習時に分かる。それがない状態で予習をすると言われて授業で当てられても答えられない。正直、予習の時間が惜しいと思ったのでまっさらな状態で臨み、その分復習に時間を使っていた。
- 先生が一人で話し続けていた（テキストの学説についてひたすら解説していた）授業があり、学生の理解度を確認せず、学生を置いてけぼりにしていた。
- 先生が一方向的に話す授業があった。もう少し予習や復習として理解度を確認するアウトプットの問題が課されるとよかった。
- 事例問題の検討もなく、抽象的な法律論ばかりの授業や、基本書の内容を先生が説明するだけの授業は、全然頭に入ってこなかった。
- 学説の解説ばかりの授業もあった。判例を中心にしたい。
- 1年次の担当教員の中には、学説の対立を中心に、判例をほとんど教えない人がいた。1年次から判例をきちんと教えて欲しい。
- 学説の対立を過度に重視する講義があった。判例から離れた講義であり、判例が身につかなかった。また、定期試験などでは、担当教員が好きな学説で答案を書かないとよい成績にならなかった。必修なのに単位を落とす学生が多いことから、学生は、必死で授業にかじりついてしたが、身につけてはいなかったと思う。LSにふさわしい講義ではない。ましてや法律を学び始めた未修1

年を対象にする授業としては、まったくふさわしくない。

- 純粹未修者には厳しい速さで進んだ授業もあった。
- 講義形式で、完全未修者にとってはスピードが速すぎ、ほとんどの人が、理解が追い付いていない授業。こういう授業だと論点主義に陥ってしまう。完全未修者にとっては、ゆっくり時間をかけて基礎から発展まで段階的に教えるべき。
- 1年生は基礎的な定義や意味を教わったが、例えば、虚偽登記の問題について、登記とは何かも実感できなかったし、虚偽登記が何故生じるのかの具体的なイメージが読み込めないし、登記における「第三者」が何かもよく理解できなかった。
- 授業の中心は法学部出身者で、そのレベルに合わせた議論になっており、純粹未修の自分が議論に加われるようになったのは前期の終わりくらい。議論のレベルを下げて欲しかった。
- 予習で百選を読む必要があったが、事案の概要と判旨までは何とかついていけても、解説は時間をかけて読んでも理解できなかった。
- 授業では答案を書く機会がなかった。それなのに期末試験で答案を書かされた。必修科目の授業で文書作成の機会を設けるなどの配慮をして欲しい。
- 小テストの答案の添削において、成績上位の答案の添削は多いが、成績下位の答案の添削は少ないなど、成績上位者と下位者との扱いに差があり、成績下位者へのサポートが十分ではなかった。
- 中間テストでABC評価中C評価をされたが、何故Cなのか、どう書けばよいのか改善すべき点などは全く示されなかった。

<憲法に関するもの>

- 1年前期の憲法は、総則と統治だったが、中途半端に終わった。最後までやって欲しい。
- 憲法の授業が、定番教科書を批判して自説を展開するだけの講義で、批判対象の理解もできていない初学者に対し、それを批判して自説の説明をされても、頭に入ってくるものは何もなかった。
- 総則→統治→人権の順番で、授業内容は良かったが、予定どおり進まず、どんどん次のコマへずれ込んでいったために、統治に時間をかけすぎて人権が途中で終わった。司法試験の観点からすると人権からやって欲しかった。
- 1年前期でまず総則から始まったが、具体的な人権が分からない状態で、抽象的な法律論をされても、何の議論をしているのかよく分からなかった。核となる人権と絡めて総則の説明をした方が良い。
- 憲法の講義は、高尚だったが、判例の理解は進まなかった。定期試験の答案で、人権の大切さなどを存分に書き綴ったところ、非常によい評価を受けた。

しかし、その答えは、司法試験ではまったく評価されないものだったと思う。

- 授業の前に、大量の判例（全文）を渡されて、事前にそれを読み、授業中にその判例の要旨を答えさせるという内容だった。この時は、前提知識が伴っていない状態だったので、消化不良になってしまった。

<民法に関するもの>

- 総則から先にやったが、総則をやっているとき何をやっているのか分からなかった。総則と債権・物権との関係も分からないまま学んでいた。
- 民法科目は異なる教員の授業が同時進行していたが、指導方針の統一などは見受けられなかった。初学者は教員の教え方の違いで混乱していた。
- ある特定の外国の民法が専門の研究者が担当だったが、講義中もその国の民法の話を入れてきた。しかも長かった。
- パンデクテンについての講義が2時間もかかった。それは良くなかった。その先生は何事も自分の関心分野だと講義が長くなる。
- 物権だけは、判例百選を読んでも、事案自体が理解できないものが圧倒的に多く、苦勞した。初学者に検討させる場合は、登場人物を減らすなどして事案を簡略化し、図示するなど「見える化」して、事案を理解させる工夫をして欲しかった。

<刑法に関するもの>

- 1年次の担当が結果無価値論の教員で、結果無価値論で書かれた教科書をもとに、もっぱら自説を展開する授業だった。
- 刑法の講義は、前期も後期も、ほとんど一方通行である上、普通に受講して単位を取るだけでは、刑法の思考の枠組みも理解できない講義であった。刑法は、思考の枠組みのようなものがあるのだから、それをきちんと身につくような講義にするべき。
- 1年前期の刑法総論の授業は、抽象的な問題について学説の説明に深入りしていく授業で、内容も理解できないし、事例問題の検討もないので、事例問題でどのような答案を書けばいいのかもイメージできず、刑法総論はぐちゃぐちゃになった記憶しかない。

イ 未修者向け基礎講座

- 授業の担当教員と連携していない補助教員のゼミでは、授業でやっていない範囲から出題されたり、教員と違う考え方で教えたりなど問題があった。
- 1年生を担当する補助教員が少なく、補助教員の指導を受けていない学生も少なくなかった。
- 導入講座という名前は付いていたが、教員が勘違いしたのか、初学者に対し、いきなり判例を解説するなど、非常にハードルの高い授業になっていた。

- 未修者向けの法学入門のような基礎講座がなかった。他学部出身の純粹未修者にとっては、法学入門のようなものがあると良い。単位認定ありの正規科目でなくてもよい。「公法と私法」、「三段論法」、「民事訴訟と刑事訴訟」、「実体法と手続法」、「判例の読み方」のような、法学部生であればいつの間にか身につけているようなことを教えて欲しい。これらの前提知識が欠けていたことで、とても苦勞した。
- 未修者向け基礎講座はあったが、必須科目の予習復習で精一杯で、受講する時間的・精神的余裕がなく、受講しなかった。

(3) 1年後期

- 後期の憲法人権の授業が中途半端に終わった。最後までやって欲しい。
- 1年後期の刑法各論の授業は、「放火」までたどり着かず、各論が半分も終わらないまま2年次に合流することとなってしまった。

(4) 2年以降

- 民法と会社法では、判例百選を振り分けられて、持ち回りで学生が担当の判例を解説する内容の授業があった（憲法、刑法はなかった）。やっと1年次をクリアした程度の知識で判例を解説するのは無理だし、聞いている学生も専門家の意見でもないのに役に立たない。何時間もやらされたが、やめてほしい。
- 民事訴訟法の授業だったが、レジュメもなく、分厚い教材に則って、その本を読んで内容を繰り返し、確認するだけの授業だった。教材は優れたものだったかもしれないが、得られたものは少ない。
- 2年の演習科目は、演習とは名ばかりで、判例の法律論を検討する授業が多かった。具体的な事案を出して実際に答案を書かせ、どういう思考回路で、どういう順番で書くべきなのかを検討する授業をして欲しかった。授業で取り扱う論点は減るが、どういう思考回路で、どういう順番で書くべきなのか、知識の答案への落とし込み方が分かれば、その後の自学自修でカバーできる。

5 その他未修者の声

(1) 勉強方法について

- アウトプットすることでインプットの足りないところを把握し、さらにアウトプットすることで知識の整理ができる。それが、勉強方法としては最適な過程であり、そこにフォーカスした授業があつてしかるべき。
- 論文の問題を解くようになって、知識を論文でどう書くのか、どう使うのかが分かり、その後に意味のある体系的な学修ができるようになった。早く書き始めた方がよい。

- 過去問を繰り返しやらない人もいるが、同じ問題も何度も繰り返してやった方がよい。ゴールを見ながら勉強することが重要。未修1年で教授から論文過去問の模範答案を写経して下さいと言われ、やったが、それで何となくゴールについてイメージができた。できなくても早い時期から過去問を検討することは有益だと思った。合格前の1年も過去問を解くことが勉強の中心で、全科目すべての過去問を1日1問のペースで何度も書いていた。
- 起案をやらないと司法試験には受からない。早くから起案をやることが大切。
- 科目は沢山あるが、法的三段論法を使って日本語を繋いで問いに答える論文はすべての科目に共通している。勉強熱心で知識はあるが点数が伸びない人は、日本語が繋がっていないように感じる。最初の段階で論文の基礎的なところをおさえるのが大事だと思う。
- 未修1年次は、インプットすべき量が膨大。普通にインプットしているだけだと、あいまいな知識がごちゃごちゃのままになる。これでは使えない。短答を解くことで、重要なところをきちんと確認することと、知識を整理することが促される。
- 司法試験で短答がない科目についても、短答を解くことは有益。短答が7科目だった頃の過去問や予備試験の問題などを用いるとよい。
- 時間を意識した学修が大事。その点も学生に伝えるべき。

(2) 入学前セミナーのあり方について

- 純粋未修者に対する入学前セミナーとしては、具体的な法律の内容に入るよりも、ざっくりばらんに法律はこういうものであるとか、基本書の読み方や、大学受験教育で学んだやり方とは異なるところも多いといったことを事前セミナーで教えると良いのではないか。これらを知らずにスタートすると、どのように勉強すれば論文が書けるようになるのか分からず、苦勞する。早い段階で法律答案はこういうもので、こういう勉強をすると書けるようになるという道標を示してもらえると良い。
- Zoomなどを利用したオンラインプログラムの入学前セミナーであれば、社会人も参加しやすくなると思う。また、動画のオンデマンド配信などもありがたい。
- 入学前に、司法試験がどういうものか、科目数、試験科目に選択科目が入っていること、論文は1日何時間も手書きすることなど、こういった知識を知らない人が多い。目指すは司法試験であり、入学者に司法試験の制度面の説明もやっておいた方がいい。
- 事前セミナーをやるのであれば、同じLSの先輩から、どれくらいの年次でどれくらいできていたら司法試験に合格するとか、段階的な目標が立てられるような

話があるといい。そうすると入学後の勉強がスムーズに進むと思う。また、条文の読み方なども教えてもらいたいが、その前に、憲法って何、なぜ公法なのか、なぜ民法があるのか等、初歩の初歩もあったらいい。

- 初学者がいきなり基本書を読んでも眠くなるだけで頭に入っていない。入学前に、予備校的な入門用のレジュメで、このような制度、このような論点、このような判例があるといったことを大掴みしてから、授業に入るといいと思う。

(3) 補助教員について

- 1年次で補助教員のゼミを受け、人間関係ができたので、その後も個人的にお願いして継続的に指導を受けることができた。
- 1年生の未修者段階では、補助教員には、授業と連携して授業を補足する、理解度を上げるような講座を提供して欲しかった。
- 補助教員がサポートすべきことは、1年次前期は勉強方法で躓いていることが多いのでそのサポート。後期はこれまで学んだことが活かせるか、簡単な問題を解かせて知識が定着しているか、間違っていて記憶していないかを確認するゼミ。2年次には、法律に慣れてきた頃なので、論点主義に走りすぎていないか、条文解釈を大事にしているかを確認するゼミ。3年次は実際司法試験レベルの問題でどこまで書けるか確認するゼミが良いのではないかな。
- 補助教員には、授業と切り離して、司法試験の過去問等の答案指導をして欲しい。

(4) 各段階における到達目標について

- 1年前期の到達目標は、後期に向けた勉強方法が定着する程度できていれば良いと思う。答案が書けるのはもっと後でもいい。後期になると科目も増えるので勉強方法を身につけることが大切。教える側も学生に勉強の仕方を身に付けさせることを意識して教えることが重要だと思う。
- 1年次終了時点での到達点は、短答式の問題が解け、論文式問題の基本的な答案の書き方が分かることだと思う。1年次で基本的な答案の書き方が分かっていると、2年次以降の授業についていけなくなる。
- 1年次の終わりには、在籍する法科大学院の既修者試験に合格できるレベルに達していることが望ましい。
- 2年次終了時点で、基本論点と呼ばれる問題については、なにも参考にせずにそれなりに答案が書けるレベルにまでなっているべき。
- 2年次終了時点で、司法試験の論文が（合格レベルではなくても）ある程度書けるレベルが必要。
- 3年次になったとき司法試験の過去問を解いてみようと思える程度（過去問の

答えを読んで、分かる部分と分からない部分が分かる程度)に達していれば十分だろう。2年次には過去問を見ても見ただけでどうしていいか分からなかった。2年次が終わった時点で既修者に追いつくのは難しい。3年後期か修了時によりやく追いつくという感じで十分ではないか。

(5) 2年次での既修者との合流について

- 2年で既修者と合流して困難を感じることはばかりだった。特に双方向授業になり、すぐに専門用語が出てこない、論理的な説明がなかなかできないという苦しみがあり、2年前期はずっと困難を感じていた。2年になったらレベルが跳ね上がった感があり、その間を埋めるため、春休みを使ったフォローアップとして、アウトプットの指導を受ける機会などがあれば良かった。
- 既修と一緒に勉強することはいいこと。追い付こうという気になる。既修者は知識の量も多く、勉強の仕方を学ぶ。既修者は司法試験を意識した勉強をしており、勉強方法を真似した部分が多く参考になった。
- いい刺激になった。一緒にゼミを組み、追い付けるようになった。合流して良かった。
- 既修者と自分たちとでは、知識の定着度合いに違いがある、と感じた。知識の量や深さだけで言えば、未修1年次に未修者が学ぶ知識は、量の点でも深さの点でも、既修者に劣らない。しかし、未修者の知識は、曖昧な部分が残っていたり、複数の問題点の関係性などが未整理だったりする。そのため、多くの未修者は、学んだ知識を使うことができない。この点が、既修者と未修者との大きな差につながっている。
- 合流してすぐに既修者と差を感じ、不安があったので信頼していた研究者教員に相談したところ、結局司法試験合格は自分次第であり、他人は自分を軌道修正する参考程度にすればよいと言われ、既修者には司法試験までに追いつければよいと考えられるようになり、楽になった。

(6) 未修者に対するメンタルケアについて

- 未修1年目の学修の速さや情報量の多さについていけず、精神的に参ってしまった初学者は少なくない。未修者教育においては、メンタルケアも念頭におき、一人一人に目配せしたきめ細やかな配慮や指導が必要ではないか。
- 未修者にとっては、最初は、授業についていき、単位を落とさないだけで精一杯。司法試験を意識している余裕はない。この間に、精神的に追い込まれて撤退していった同級生も多い。

(7) ICTを活用した授業について

- 社会人にとっては（勤務先や出張先でも受講できるという意味で）オンラインはいいシステムで、すごく便利だと思う。
- オンデマンドだけだと緊張感がないので、何らかの形で双方向を残すべき。
- 常にLSの自習室で勉強していた。オンライン授業を実施する場合、大学で授業を受ける場所を提供してもらえないと、どこで受講して良いか分からず困ると思う。
- 社会人、仕事を続けている人にとって、オンラインでの授業はいい制度。ただ、一緒に授業を受けて、議論をすることで理解が深まる。対面の経験で得た知識が多い。そういう面でマイナスがあるか。オンラインだと質問もしにくいし、双方向も難しいのでは。どちらかというとマイナス面が多い気がする。
- 事前講義としての動画配信＋議論中心の対面、という形式は、時間的制約もなく、とてもいい。予習教材にオンデマンドを活用することに、デメリットは全くないと思う。
- 予習を動画にすると、負担が重くなるのではないかとの意見があるかもしれないが、負担はかえって軽くなると思う。法科大学院生は、現状、かなりの時間をかけて予習をしている。講義動画がある方が、時間を短縮できると思うので、負担が少なくなる。動画を見て、分からないことを自分で調べられれば楽。
- 事前配信動画を導入するなら、対面講義は、双方向の授業にしないと意味がなくなる。授業は、スタイルを講義ではなく抜本的に変えて、学生を信じて議論させることが必要。
- 何度もポイントを聞き直せるのは重要。予備校は以前からICTを活用していた。法科大学院でも活用すべき。

(8) その他

- LS生は司法試験に受かるためにLSで学んでいる、ということを、教員に分かってもらいたい。在籍していたLSでは、一番優秀だと言われていた人（既修）が、司法試験を5回受けても受からなかった。皆、衝撃を受けていた。
- 司法試験という相対評価の試験で周りに受験生がいなかったのは苦しかった。周りに受験生が少ないから自分の立ち位置の把握が難しかった。
- 全国レベルで、司法試験との関係での、自分の立ち位置が分かることは、とても大切。学内の成績は、教授の好み、大学ごと／講義ごとのカラーなどもあるため、あまり意味がないのではないかと（未修者は、目の前の定期試験に必死で、定期試験さえ通っていればいいと思ってしまうところがあるが、司法試験の合格に近づいていない可能性もある）。例えば、他の大学と連携して、他の大学の先生に答案を見てもらうシステム、評価し合うシステムがあったらよいのではないかと。
- 出身LSでは、未修者もGPA 2.5以上であれば5年のうちに司法試験に合

格する確率が5割以上だと言われており、成績も二極化していくので、成績で上の方のグループにいれば受かるだろうという目安があった。

- 共通到達度確認試験は、当時はなかったが、とても有益だと思う。短答のみで論文がないが、特に最初の方は、短答はごまかしが効かないので、有益だと思う。
- 未修者も早めに実務家から話を聞く機会があるとモチベーションも上がると思う。

6 未修合格者の声を踏まえた未修者教育の改善方策についての考察

(1) 総論

今回は、未修者教育を受けて司法試験に合格した者に対してヒアリングを行ったものであるが、上記1のとおり、未修者の成長曲線は、法学部出身者か他学部出身者か社会人経験者かで一定の共通性があるわけではなく、個々人でばらばらであった。中には、法科大学院を修了した後、司法試験対策をする中でやっと法律の考え方や答案の書き方が分かったという者もあり、多様な未修者に対する教育においては、学生一人一人が自らの適性に合った学修ができるよう、入学前後から修了後に至るまで、必要に応じて様々な指導を行う必要があるといえよう。

また、特に初学者は、学修方法が分からないこと、教員の教え方が違うこと、予習のために時間をかけて基本書等を読んでも理解できないこと、初学者の理解度を確認しないままたくさんの知識を短期間で詰め込むような教育がなされていることなど、様々な理由から、特に1年前期の段階では、授業についていくのが難しい状況となる場合が少なくないこともあらためて確認できた⁸。中にはこれらの理由から精神的に追い込まれて休学や退学に至る者も少なからずいるということで、未修者のメンタルケアにも配慮した対応の必要性を訴えた者もいた。

さらに、未修者からは、既修者と自分たちとでは、知識の定着度合いに違いがある、との指摘があった。ここでいう定着度合いとは、単純な知識の量や深さではなく、知識の正確性と整理の度合いの問題であり、未修者は後者が不十分なため学んだ知識を使うことができず、この点が既修者と未修者との大きな差につながっているという指摘である。適切なアウトプットができるようにインプットしないと、インプットした知識を使えるようになるまでさらに時間がかかるということを意味していると考えられる。

その他、法科大学院での成績上位者が順当に司法試験に合格していると思われる法科大学院では、未修者も法科大学院で一定以上の成績を取ることを目標に頑張ればよいという好循環が生じている例が確認できた一方で、法科大学院での成績上位

⁸ 前掲法務研究財団成果報告書で指摘されていた未修者が「基本的な学修方法がわからず・・・長期的な学修プランをイメージすることができないまま、1年次前期が終了してしまう」といった問題状況が継続していることが今回のヒアリングでもあらためて確認できた。

者が順当に司法試験に合格できていない法科大学院もあるようである。法科大学院は、受験予備校ではないので、その教育内容が試験対策だけに傾注するのは望ましいことではないが、法科大学院教育と司法試験は有機的に連携しているはずであり⁹、司法試験の科目となっている法律基本科目において、司法試験とかけ離れた内容の教育や成績評価がなされているとすれば、改善されるべきであろう。

以上のようなことを踏まえ、学修者本位の教育という観点から、未修者教育の改善・充実のための参考にしていただくために、(1)このような未修者教育を行うのが望ましいといえる実践例や改善方策等(未修者教育として望ましい〇〇)を紹介するとともに、反面教師とすべきことを確認しておくことも未修者教育の改善にとって必要だと考え、(2)未修者教育において行うべきではないこと、改善すべきこと(未修者教育としてやってはいけない〇〇)も紹介することを基本としつつ、未修者教育の今後の課題と思われるところにつき、未修合格者の声を踏まえて一定の考察をしたものについては、その紹介もしたい。

(2) 入学前セミナー等

今回のヒアリングでは、残念ながら、未修者が大いに役に立ったと振り返るような入学前セミナー等については回答を得ることができなかった。しかし、前掲法務研究財団成果報告書において指摘された「法科大学院に入学した時点において・・・基本的な学修方法がわからず、日々の授業にどう対応していけばよいのか戸惑うなかで無為に時間が過ぎてしまう」という問題状況を解消するためには、初学者を対象とした適切な入学前セミナー等を実施することが一つの有効な方策であることは明らかである¹⁰。そして、現在では有効適切な入学前セミナー等が実施されている法科大学院も少なくないはずであり¹²、今後はICTの活用等によって入学前セミナーの拡充が期待される場所であるが¹³、今回は、ヒアリングの結果として得られた「あまり役に立たなかった」という意見を参考に、望ましい入学前セミナー等とやってはいけない入学前セミナー等を考察したので紹介する。

ア 未修者教育として望ましい入学前セミナー等

- 対象者に初学者がいることを念頭におき、内容的には、司法試験がどのようなものかなどアウトプットを示すことを前提として、①事前セミナーを開催できる日数が少なければ、基本書の意義や読み方、条文の構造や読み方、判例や学

⁹ 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第1条等参照。

¹⁰ 前掲中教審第10期まとめ15頁以下でも、〔入学前の学修機会の提供〕において、その必要性や有効性が確認されている。

¹¹ 入学前セミナー等には、入学予定者に対する歓迎の意を伝える機能もあると思われ、その実施により、入学予定者のモチベーションの向上や入学後のコミュニケーションの円滑化も期待できるとされる。

¹² 前掲中教審第10期まとめ16頁や前掲法務研究財団成果報告書32頁以下等参照。

¹³ 第10期の中教審において紹介された未修者向け導入講座動画サンプルのような内容動画を入学前セミナーで活用することも考えられる。

説とは何か、入学後にどのような勉強をすることになるのかなど基本的な学修方法等を教えることが望ましい。②ある程度の日数が確保できるのであれば、憲法・民法・刑法の3科目につき、当該法律の全体像を俯瞰できるように概説したうえで（例えば、刑法なら、構成要件該当性が各論部分、違法性・責任部分が総論部分となる等）、入学後の各授業でどのような学修をしていけば司法試験と結びつくのかという「学修の道しるべ」を示すようなものが望ましい。

- 実施方法は、多くの入学予定者が受講できるようICTを活用して実施することが望ましい¹⁴。

イ 未修者教育としてやってはいけない入学前セミナー等

- 初学者へのフォローなしに、法学部出身者を念頭においた内容のセミナーを実施したり、事前課題をさせること。
- 入学予定者の都合や事情等に配慮せず、法科大学院側の都合だけで、実施方法や日程を決めること（例えば、平日の日中に実際に法科大学院に行かないと受講できない実施方法とすること）。参加できない人が多くなってしまつては、目的を達成できないし、学修者本位という観点からも妥当でない。

(3) 1年前期の授業の進め方、予習や復習のさせ方

ア 未修者教育として望ましい授業の進め方等

<授業の内容に関すること>

- まだ法律の学修に馴染んでいない段階の未修者に対しては、最終的なゴールから遡って1年終了段階の到達目標や1年前期終了段階の到達目標等段階ごとの目標を示しつつ、現時点では〇〇をすればよい、現時点では〇〇ができていれば十分など、現時点で何をすればよいのか、何ができていればよいのか、明確な指示を行うことが望ましい。そうすれば、未修者も、ゴールに向かって進んでいると感じながら学修を進めることができると思われる。
- 学生の目標が司法試験合格であることなどに照らせば、早い段階から司法試験というアウトプットを意識しながらインプットすることが大切である。アウトプットを意識することなく、たくさんの知識を詰め込んでも適切なアウトプットができるようにはならない。1年次の段階から、常に司法試験を念頭におき、インプットとアウトプットとを紐づけた授業を行うことが望ましい。例えば、適用すべき条文を正しく指摘できること、解釈論としては判例や一般的な考え方を理解させることに重点を置くこと、具体的な事例問題をどう分析し、どのような思考過程で解決していくか、それをどう答案に落とし込むかという

¹⁴ 入学予定者が社会人であったり、遠方に居住しているケースも少なくない。入学前セミナー等のためだけに遠方から移動することのコストを考えると、オンライン会議ツールを用いたり（ハイブリッド方式を含む）、オンデマンドの動画教材によるプログラムを提供することも検討すべきであろう。

アウトプットを念頭におきながら教えることなどである。司法試験に役に立つ授業であることが学生に伝わると、その教員の授業に対する学生の信頼が高まり、学生の学修効果が高まることが期待できる。

- 未修1年前期（少なくともその前半）は、教える内容を基本的かつ重要な事項に絞り込み、学生に正しく理解させることに重点を置くべきである。その際、例えば、判例を検討する場合、判例百選の事案の概要では登場人物も多く、事案も複雑で、まだ学んでいない手続法等の制度や用語も出てくるなど、未修者では事案の把握も困難な場合も少なくないので、教員において、あらかじめ当該論点を理解するために必要な範囲で事案を簡略化し、学生にはその簡略化した事案を検討させるなどの工夫もなされることが望ましい。少なくとも、当事者関係図や時系列表の作成などの事案分析の手本を示し、事案を「見える化」することも学生に教えるようにすべきである。そのようにして、学生が法律の学修に慣れ、自学自修もできるようになってくれば、徐々に授業のレベルやペースを上げていっても、学生は授業に付いてくることができるようになると思われる。なお、学生は一度教えたならすぐにできるようになるとは考えず、重要なことは繰り返し教えることも大切である。また、文書作成の指導は、授業の進捗に合わせるよう連携しつつ補助教員に委ねるとしても、少なくとも、定期試験において成績評価を行う教員自身が、あらかじめ、学生に対し、どのような答案が評価されるのかについて学生に対し「見える化」して示すことをすべきであろう。そして、その場合の成績評価基準も司法試験と結びつくものであることが望ましい。そうすれば、学生もそのようなアウトプットを意識した学修ができるようになる。

<授業の方法に関すること>

- 未修者の理解度を確認しながら授業を進めること、未修者にとっても自らの理解度を確認しながら学修を進めることが大切。例えば、双方向の質疑応答の中で学生の理解度を確認しつつ授業を進めることや、予習課題や復習課題において理解度を試す問題を入れるなどし、未修者に自らの理解度を確認させる機会を設けることが大切である。そのうえで、理解が進んでいない学生に対しては、例えば、オフィスアワーでの指導や補助教員の活用などにより個別のフォローを行うことが望ましい。
- 未修者から、予習で時間をかけて基本書を読んでも頭に入らない、授業を受けてから基本書を読むと理解できるといった声が少なくないことも考慮すると、後記のICTの活用でも述べるが、事前に講義動画を視聴させて基本書を読ませるなどの予習をさせたうえ、授業では事例問題を双方向・多方向で検討するといういわゆる反転授業を導入することも真剣に検討されるべきであろう。

<レジュメに関すること>

- 未修者は、基本書を読んでも自分で重要度の判断がつかないだけに、教員作成のレジュメ等で何が重要で何がそうでないのかメッセージを伝えることが大切になってくる。未修者にとって評判の良いレジュメとしては、①予習用に、重要な問題点について簡単な事例問題や短答式問題が設定されており、問題を検討しながら基本書を読み進めることができるようなレジュメ、②重要なキーワードなどが空欄になっており、予習で重要な点を考えさせ、授業で教員の話をしっかり聞く必要があるようなレジュメ、③レジュメに基づいて復習すればノートとして使えるような、体系的に整理されつつ、重要度に応じてメリハリが利いた、重要な判例等の情報も記載されているようなレジュメなどの意見があった。今回のヒアリングでは、授業がソクラテスメソッドか講義形式かという点は「良い授業かどうか」という大きなポイントではなく、むしろ、レジュメなどの資料の使いやすさが評価のポイントになっていたという印象である。

<短答式問題の活用に関すること>

- 司法試験や共通到達度確認試験の短答式問題も有効活用が可能であり、例えば、①毎回の講義ごとに、復習教材として、その日に扱ったテーマの短答問題を提供する、②毎回の講義ごとに、予習レジュメに短答問題を掲載する、③一定期間ごとの復習として短答式の小テストを行う、などの活用方法が考えられる。

<未修者向け基礎講座について>

- 初学者が躓きやすい1年次前期の未修者向け基礎講座は非常に重要である。未修者向け基礎講座としては、次のように、①初学者向けの法学入門を内容とするものと、②未修者全員向けの文書作成指導を内容とするものを用意することが検討されるべきである。

① 初学者向けの法学入門を内容とするものは、法学部出身者が既に学んできた条文の重要性や判例・学説の意義、あるいは法的三段論法や法解釈等の基礎について学ぶため、初学者には必要性は高いが、法学部出身者には必ずしも必要がない場合もある。そのため、これらは必修科目である必要はなく、また、選択科目ともせず、後記のICTの活用でも述べるとおり、初学者が隙間時間に視聴できるオンデマンドの講義動画を提供するという方法も考えられる。

② 文書作成指導を内容とするものは、少なくとも1年前期の期末試験では、事例問題につき問いに答える答案を書くことが求められるし、司法試験にも役立つもので未修者全員にニーズがあると思われる。そこで、できれば未修者全員が受講する必修科目として、そうでなくても事実上未修者全員が受講できる形で補助教員を活用し、基本科目の授業の進捗と連携する形で、授業で学んだ判例で解決するような事例問題につき答案を書かせ、個

別の添削も行いつつ、全体的な講評もする方法等により実施されることが望ましい。

イ 未修者教育としてやってはいけない授業の進め方等

- 学生の理解度を確認しないまま、教員が一方向的に講義する授業、特に、教員の関心の高い分野について延々と話をする授業、反対説の批判や自説の開陳を中心とする授業などは、法科大学院の授業としては望ましくないといえよう。
- 1年前期の未修者に対し、授業で扱うべき内容を絞り込まずに、大量の知識を一方向的に伝授する授業は、未修者からすればスピードが速すぎて付いていけないと感じることが多いようである。これでは学修者本位の教育とは言い難く、消化不良の学生が多いとすれば、学修効果という観点からも問題がある。
- 必修科目の定期試験で、一定の学説で答案を書かないと良い成績にならなかった例があったようである。そうすると、学生はその科目では判例の理解よりも当該学説の理解等に時間を割くことを強いることになってしまう。このような成績評価の仕方は、未修者教育にとって弊害となると言わざるを得ない。

(4) 補助教員の活用方法

ア 未修者教育として望ましい補助教員の活用方法

- 法律基本科目の担当教員との連携ができている補助教員による指導は、未修者にとって、授業で分からなかったことの理解を助けるものであるうえ、学修方法を学ぶ機会ともなり、文書作成の指導も受けることも可能で、モチベーションの向上に役立つものであり、一石二鳥以上の効果が期待できる極めて重要なものといえる。
- 補助教員を活用するスキームには、次のようなことが考えられ、可能であれば、これらを組み合わせることが望ましい。大切なことは、正規授業の進捗状況に合わせてサポートすることである。
 - ① 精神的な悩みも含め、個人の特性に合わせた「勉強の仕方」の相談等に応じるもの。
 - ② 授業の予習時に分からないことの質問に応じるもの。
 - ③ 授業後に、授業で学んだ重要論点の理解度を確認し、正しい理解と定着を図ることを目的としたゼミ等。短答式過去問の利用も有効であろう。
 - ④ 授業後に、授業で学んだ判例等を使って解答する事例問題について答案を作成し、添削を受けるといった文書作成指導を行うもの。事例問題は当該科目の過去の定期試験等の問題、少なくとも事前に正規教員に確認してもらった問題を用い、添削結果を教員にフィードバックするといった正規教員と補助教員との連携を図りつつ実施するのが理想的である。

イ 未修者教育としてやってはいけない補助教員の活用方法

- 授業でやっていない範囲から出題されたり、教員と違う考え方で教えたりするなど、授業の担当教員と連携していない補助教員によるゼミ等の実施。このような場合は、未修者により大きな負担をかけたり、未修者の混乱をもたらす、かえって未修者教育にとって弊害となる可能性がある。

(5) 1年次の到達目標の設定とそれを踏まえたカリキュラム

1年次終了段階の到達目標は、共通到達度確認試験で一定の水準の得点を得られる程度の基礎的知識及び推論能力を修得し、かつ、当該法科大学院の既修者入学試験に合格しうる程度の学識並びに分析、構成及び論述等の能力を修得することだと考えるのが穏当だと思われるが¹⁵、1年次前期終了段階の到達目標となると、様々な考え方がありうる場所である。そこで、参考になるのが、「1年前期の到達目標は、後期に向けた勉強方法が定着する程度できていれば良いと思う。答案が書けるのはもっと後でもいい。後期になると科目も増えるので勉強方法を身につけることが大切。教える側も学生に勉強の仕方を身に付けさせることを意識して教えることが重要だと思う。」という未修合格者の意見であり、1年前期では、学識や能力の修得だけでなく、学修方法を指導して修得させることも教育の目標の一つとすることも考えられる。

次にカリキュラムについては、1年次終了段階の到達目標を達成できるようなカリキュラムを組むことになるが、初学者を想定した場合、例えば、1年前期は、憲法・民法・刑法の3科目に限定し、これらの科目と並走する法解釈や法文書作成の基礎を取得させる未修者向けの基礎講座を開講するにとどめて、基礎固めに集中するということが本来望ましいあり方だと思われる。そのうえで、1年後期でも科目を絞り、例えば、1年次では、憲法・民法・刑法を含めて5科目程度に限定したカリキュラムを組むことも一つの望ましいカリキュラム設定だという。

しかし、2年次で既修者と合流すること、そして、2023年から始まる在学中受験の機会を未修者にも保障するためにも、現実問題としては、1年次から、基本7科目はある程度履修しておく必要があることも否定できない¹⁶。そうすると、1年前期でも、憲法・民法・刑法以外の科目の履修させるカリキュラムになることも想定される。

このように、1年次でかなりの数の科目につき、それぞれ多くの知識をインプットしなければならないことを前提にした場合、未修1年、特に1年前期に修得させ

¹⁵ 未修者は1年間で既修者に追いつく必要はなく、2年ないし3年かけて追いつけばよいという考えから到達目標をもう少し基本的なところに設定することは十分ありうることであり、むしろその方が望ましいともいえる。

¹⁶ 上記第2の2～4では紹介していないが、未修合格者から、1年次の科目数は限定した方がよいという声がある一方で、「本来的には望ましいことではないし、すべてを理解できるわけではないが、一応基本7科目すべてについて1年次からある程度インプットをしておかないと司法試験対策として時間的に間に合わない」という意見を始め、1年次で基本7科目すべての履修が必要という意見も少なくなかった。

るべき基本的な知識等を絞り込むことや、予習・復習を充実させる工夫、補助教員によるバックアップやメンタルケア体制の整備等のサポートを行うことなど、これまで以上にきめ細やかな対応が必要となってくると思われる。

(6) ICTの活用について

ICTの活用については、今回の未修合格者ヒアリングによれば、以下の4つの場面で有効活用が期待できそうである。

1つ目は、既に述べたとおり多くの入学予定者が受講しやすいように入学前セミナーをオンラインで行うなどの活用である。

2つ目は、未修1年前期の初学者向けの法学入門講座への活用である。特に初学者にとっては、法学部出身者が既に学んできた法的三段論法や法解釈等の基礎について学ぶ必要性は高いが、そのような内容であれば法学部出身者には必ずしも必要がない場合もあるため、正規科目とはせず、隙間時間に視聴できるオンデマンドの講義動画を提供するという方法が有効・適切と考えられる¹⁷。

3つ目は、未修1年の授業の予習教材としての活用であり、予習として講義動画を視聴したうえで、授業では双方向・多方向の授業を行うといういわゆる反転授業も実施可能となる。初学者にとっては、講義動画を視聴してから基本書を読む方が少ない負担で理解度も上がって予習が充実すると思われ、そのうえで授業において判例の事案をベースにした事例問題について双方向・多方向で議論することができれば、これまでより早い段階で法的な分析や思考ができるようになることが期待でき、未修者教育の劇的な改善・充実が図られる可能性があるといえよう。

4つ目は、社会人学生が法科大学院の授業を受講しやすくするための活用である。例えば、受講生に社会人がいる場合には、対面とオンラインのハイブリッドで授業を行えば¹⁸、社会人学生が勤務先や出張先でもリアルタイムで授業を受けることができ、仕事のために欠席せざるを得ない場合が減ると考えられる。

(7) まとめ

以上、未修合格者の声を踏まえて未修者教育として望ましい教育の内容や方法等を検討してきたが、各法科大学院の置かれている環境や現在でも加重となっていると思われる各教員の負担等を考えると、そのすべてを早期に実現することは難しいと思われる。

しかし、第10期の中教審における議論のまとめでも指摘されているとおり、今後は、これまで以上に学修者本位の教育という観点が重要になってくると思われ、

¹⁷ 法学入門は、法改正や新たな判例などの影響を受けにくいいため、適切な内容の動画教材を作成できれば、「賞味期限」が長い。また、多くの法科大学院で共有することもありうる。入学前に提供することも可能である。その意味で、オンデマンドの動画教材を作成するメリットが大きい場面といえる。

¹⁸ 反転授業との併用も可能であり、そうすれば社会人学生にとってより良い授業となる可能性がある。

できる範囲からでも学修者本位の教育を実現していく努力は行われるべきであり、少なくとも法曹を目指して法科大学院に入学してきた未修者の目標の実現を阻害することになってしまうような教員本位の教育がなされることのないよう、これまで以上に未修者にとってどのような教育がなされるのがよいのか真剣な議論がなされる場が広がり、学修者本位の教育が浸透していくことを期待する。

第3 教員ヒアリング結果取りまとめ

1 取りまとめの方針

教員ヒアリングにご協力いただいた4名の先生方には、それぞれ実践されている未修者教育の内容・方法等につきシンポジウムで報告してもらう予定になっているが、ここでは、4名の教員が実践している未修者教育の共通要素から未修者教育にとって有効適切な汎用性の高い教育の内容や方法等を明らかにすることが有益であると考え、まず、4名の教員のヒアリング結果の概要をそれぞれ紹介したうえで、次に、各教員の授業の内容・方法その他未修者教育の取組における共通要素を抽出しつつ、特に未修1年の段階においてどのような教育を行うべきか、未修者教育にとって有効適切な教育の内容や方法等を考察し、明らかにしてみたい。

2 各ヒアリング結果の概要

(1) 神戸大学における民法科目等の未修者教育について－田中洋教授

ア 「未修者スタートアップ・プログラム」と1年前期の「民法基礎」との連動

○ 神戸大学では、前期→夏休み→後期と通年の「未修者スタートアップ・プログラム」を実施している。このプログラムでは、①クラス担任による定期面接及びそれを通じた個人カルテの作成・アップデート、②未修クラスの先輩（3年生）による「勉強方法」相談会、③教員による「法律基礎科目との連動講座」、及び④修了生弁護士OBによる「法律文書作成ゼミ」等、立場の異なる関係者が異なる観点から重層的なサポートを行う。

○ 上記③の講座として開講される「法解釈基礎Ⅰ」は、1年前期の「民法基礎Ⅰ」、「民法基礎Ⅱ」、「刑法基礎」等と内容的に密接に連動する必要があるので、「民法基礎Ⅰ」の担当教員が兼務することになっており、今年度「民法基礎Ⅰ」担当の田中教授が「法解釈基礎Ⅰ」も担当している（「法解釈基礎Ⅰ」は刑法の教員も担当している）。

イ 1年前期の「民法基礎」について

○ 全体のコンセプト：1年次の到達目標は、「2年次の既修者の授業に付いていけるだけの最低限の能力を身につけさせること」だと考えている。従って、1年前期は、特に押さえておいてほしい「基幹的な知識とその用い方の修得」に

重点を置いている。授業で取扱う内容は、民法に関する知識のうち重要度の高い知識に重点を置き、比較的重要度の低い「枝葉」の知識は扱わない（余裕のある者には自学自修するよう指示し質問には答えている）。

- 冒頭2回の「民法入門」について：「民法基礎Ⅰ」と「民法基礎Ⅱ」の冒頭各2回計4回の授業は、民法の全体像を把握してもらうための「民法入門」と題する講義を行っている。民法における基礎的な概念や制度に関する講義が中心であり、中には抽象度の高い内容も含まれるが、民法の全体像や広がりをもまずは示すことが重要だと考えている。初学者が全て1回で理解できるとは思わないが、重要な事項は何度も繰り返すことにより、いわゆる「繰り返し効果」で身に付くのではないかというのが基本の考え方である。
- 授業の進め方・レジュメ等：各学生が「自学自修」できるようになるように方向づけることが自分の役割だと考えている。そこで、予習で何が重要なのか考えながら教科書を読んでもらうことができるように、質問事項を列举したレジュメを配布している。レジュメに事例問題が入っていることもある。授業は、学生の理解度を確認しつつ、自学自修を定着させるために、ソクラテスメソッドを採用している。重要なルールについては、典型事例への適用（要件への当てはめ）ができるかどうかも含め、授業で「深掘り」して学生が理解できているかを確認するよう努めている。
- 予習・復習の考え方：予習段階で分からないのは仕方がない、それより復習できちゃんと理解を定着してもらう方がより重要と考える。復習の方法については、①その日のうちに授業の復習をすること、②まとめノートを作成すること、③アウトプットの訓練をすることを繰り返し指示・推奨している。

ウ 「法解釈基礎」講座について

- 「法解釈基礎Ⅰ」は、1年前期の「民法基礎Ⅰ」・「民法基礎Ⅱ」等と伴走して、そこで既に学んだ基本的法律知識を用いた法文書の作成を実践する講座である。
- その到達目標は、法律文書として最低限必要とされる作法（特に法的三段論法）を守った文書を作成できるようになることであり、冒頭2回ほどを使って、法文書を作成するために習得すべき事項（特に法的三段論法の詳細内容）についての講義を行ったうえで、その後は（民法・刑法それぞれ）演習課題を2回出して文書を作成・提出させて個別添削も行う。
- その後の授業では、優秀答案を全員で共有しながら、全体の傾向に照らし解説をすべき事項について講義形式で授業展開する。法的三段論法の基礎的实践を行うという目標に照らし、対象とする法域は民法と刑法のみである。また、意識的に「民法基礎」「刑法基礎」の進捗状況にリンクさせて、既に学んだ法律知識を使う演習問題を出すことにより、新たな法律知識の講義は行わない。その代わり、法律文書に求められる要素や作法は、ナンバリングや小見出し等の

形式面も含めて講義する。

- この講座の存在により、民法基礎 I の中間試験・期末試験も含めれば、1 年前期の段階で、各学生につき 4 回ずつ作成された法律文書を見ることができることになる。
- 過去には、日本語レベルでの文章の書き方自体の改善点を指摘した結果、その後の成績がかなり向上した学生もいた。その学生の文章が長かった（マル〔句点〕で切れない）。やり直させても全くダメなのでその学生の文章を直接手直しして、「ここで区切る、ここでマルをする」と修正した。内容面はそれほど悪くなかったが、この指摘でその学生は伸びた。文章の切れ目で論理的な流れを意識してもらえようになったのかもしれない。学内成績も上位になって、1 回で司法試験を合格した。

（2）東北大学における刑法科目の未修者教育について―成瀬幸典教授

ア 東北大学の刑法科目のカリキュラム

- 1 年：「刑法」（必修。通年 4 単位＝前期に総論、後期に各論）、2 年：「基幹刑法」（必修。通年 4 単位＝前期に総論、後期に各論）、3 年：「応用刑法」（選択。前期 2 単位）
- 未修者は 1 年かけてじっくり教えることが大事だと考えて通年制にしている。前期で躓いた学生も後期で挽回できるようにという配慮もある。
- 1 年の「刑法」と 2 年の「基幹刑法」（の 8 割）を担当している（基幹刑法の 2 割は派遣検事担当）。1 年・2 年と同じ教員が教えるので、途中から入る既修者よりも 2 年間一貫した教育を受ける未修者の方が総合的には理解が進むと考えている。

イ 東北大学の未修者に対する教育効果を高めるための方策

- 東北 L S 修了生弁護士（未修コース出身）が未修者に対し法科大学院での勉強の仕方を教える「スタートアップ WS（ワークショップ）」を昨年度より実施。4 月に 1 回実施され、今年は題材として刑法の予習課題を提供した。
- 1 年前期に、第 1 年次科目の学修を円滑に行うための学修支援科目である「法律基礎演習」（1 単位）が開講されている。主に憲法、民法、刑法を素材として、裁判手続の全体像や法的な考え方を学修することにより、法的思考力、文章表現力など、第 1 年次科目の学修に必要な能力の獲得を目的としている。憲法、民法、刑法の研究者教員が担当している。
- その他、修了生弁護士が学生の質問や相談（勉強だけでなく、日常生活に関することでもよい）に対応する「修了生オフィスアワー」制度もある。

ウ 1 年の「刑法」の授業の内容や方法等

- 前期は、刑法の基本概念につき、なぜそのような定義になっているのかとい

った根本的な部分まで、双方向のやり取りで正確に理解させることを到達目標としている。刑法は、概念の定義の部分は誰が教えても内容は変わらないし、また、細かい部分で定義が異なっていた場合、その点を確認することも学修につながるので、教科書は指定していない。例えば、予習課題で出題された概念の定義につき、学生が自己の基本書に記載されている定義を答えた場合、何故そのような定義になるのかを問答によって掘り下げていき（その際、基本書によって違いがある場合、そのことを指摘して、違う理由を問答するなどする）、当該概念を正確に理解させる。このような授業内容であるので、前期の試験問題は概念の説明を求める簡易記述式としており、授業の予習課題からほぼそのまま出している。このような授業方法は、創設当初から同じである。法科大学院設置以前の旧司法試験の受験生の中に、刑法の基本概念について正確に理解していないと感じる者が多く、それが合格の障害になっているのではないかと感じることもあったので、このような授業方法を採用することにした。

- 授業を実施するうえで、法学部出身者と純粹未修者が混在することを気にしたことはない。基本概念の正確な理解は法学部出身の未修者もできておらず、純粹未修者と同じように思う。場合によっては、むしろ理系出身の方が強いと感じることもあった。
- 後期は、各論に関する基本的知識の修得と基本事例を実際に解かせることで、論述能力を身につけさせることを到達目標としている。前者について、各論では、知識を増やしていくという傾向が強いため、教科書（西田〔橋爪補訂〕・刑法各論）を指定し、事前に予習課題を配布し、教科書の関係箇所をまとめてこさせている。後者については、基本事例を解けるようになることが目的としているため担当学生を定め、当該学生に基本事例に関する答案を事前に作成・提出させ、それを題材に議論することになっている。細かい添削まではしないが、口頭で答案の方向性などを示している。期末試験は、簡単な事例問題と各論の知識の確認問題を出題しているが、通年の授業なので、事例問題では総論の重要な論点と組み合わせた問題を出すことが多い（なお、比較的長い事例問題は2年で解決できるようになればよく、1年では簡単な事例問題が解決できればよいと考えている。）。
- 教授内容であるが、全範囲を取り扱うのは時間的に困難であるため、1年次では、実務法曹として必要な幹の部分に絞り、枝葉は落として教えることとしている。例えば、違法性の意識や誤想過剰防衛などは重要な論点だが、1年次の授業で教えると混乱するので、夏季休業期間中に自修するように指導している。また、細かい学説の対立には踏み込まず、判例や多数説など主流的な考え方を教えるようにしている。授業では理論的なことに踏み込むことは自制しているが、研究者も育てて欲しいので、深い議論の頭出しの紹介や参考文献を紹介

介することなどは行っている。

- 学部では8単位で教える刑法を4単位で教えなくてはならないので、すべての範囲を扱うには時間が足りない。学生には自学自修することが前提であり、すべては教えないと説明している。その分、学生が自学自修できるように指導することが重要であり、そのためにも、教員が一方的に話す講義形式ではなく、予習をしてきた学生と双方向で理解度を確認しつつ、基本的な概念について、正確に理解させることが重要だと考えている。
- 予習より復習を重視している。授業では完全に答えられなくて構わないと指導している。予習段階ではよく分からなかった部分や不十分であった部分については、授業中にきちんとメモに取り、それをノートにまとめ直すなどしっかり復習するように指導している（「予習は気楽に、しかし復習はみっちり」というスタンス）。理解が不十分でうまくまとめ直せないときはいつでも質問に来るように話している。
- 学生に授業の方針やコンセプトを理解してもらうためにも、学生とのコミュニケーションが大切だと思う。教員と学生の距離を縮め、何でも質問できるような環境を作ることが大切だと考えている。そのため、授業の前後などに学生に気軽に声をかけるようにしている。

（3）一橋大学における憲法科目の未修者教育について—只野雅人教授

ア 一橋大学の憲法科目のカリキュラム

- 1年春夏学期：「憲法1（人権）」2単位、1年秋冬学期：「憲法2（統治）」2単位、2年春夏学期：「公法演習1」2単位、3年春夏学期：「公法演習2」1単位（行政法と3回ずつ）、3年秋冬学期：「問題解決実践」2単位（公法で3回）。以上の憲法科目を研究者教員3名で交互に担当。その他、3年秋冬学期に、実際の憲法訴訟を素材とした「人権クリニック」2単位もある。
- 未修者は、2年に既修者と合流するが、3年かけての教育であり、3年かけて司法試験レベルまで到達できればよいと考えている。

イ 1年次の憲法科目

- 1年次では、基本書（芦部）や判例集（百選）のレベルの基礎を十分に修得することが目標。学部よりも判例を詳しく説明している。LSは法曹養成教育なので、百選レベルの判例は理解して欲しいと考えている。ただ、答案を書かせるときは、判例だけではなく、違憲審査に関する学説の動向も踏まえてもらうことを目標にしている。違憲審査の話は4月からするのはハードルが高いが、ある訴訟の中で憲法がどのように問題になるのかという話から説明するようにしており、最初は分からないかもしれないが、繰り返しやることで身につけてもらう。

- 1年次からソクラテスメソッドを採用。そうしないと予習に身が入らない。頭の中を整理しないと人前では喋れない。できる学生がきちんとした答えをすると刺激になるようである。ソクラテスメソッドだとあまり沢山のことを教えられないが、割り切っている。
- 事前課題で押さえるべき判例や論点を示して予習してきてもらい、授業で別のレジュメを配り、ポイントになりそうなところを聞く。合憲違憲両方の視点を考えさせるようにしている。応答型の授業なので、授業が終わった後に、復習用にフルバージョンのレジュメを配るようにしている。
- 予習課題をこなすだけでも時間がかかって大変だと思うが、自分の中で準備して、教室の中で教師や他の学生の意見を聞いて、それと突き合わせる作業が大事であり、これを3年間積み重ねることが重要だと思っている。
- 実務に出れば事実が重要なので、事案の中から憲法問題を探す。判例をベースにするが、判例をどう読むかについて、いくつか見方があるのでそれを理解させ、違憲、合憲の両方の立場で考えさせるようにしている。定期試験問題も、両方の立場から書かせる。
- 司法試験だけでなく、実際の憲法訴訟でも、典型的な事例を手がかりに問題となる事案との違い（ずれ）をどう埋めるかが問われることが多いので、まずは、具体的な事案を考えるベースとなる百選判例を理解してもらうようにし、そのうえで、事案とのずれをどう考えるかという視点をもってもらうようにしている。
- 1年で既修レベルにもっていくのは難しい。純粋未修の学生には無理を強いているところがあるので、分からないところは個別に質問に来てもらうようにしており、授業外で丁寧に説明するようにしている。すぐに全体が分かるようになるわけではないので、繰り返しやることが大事で、繰り返しやればできるようになるという話をしている。不安を感じている学生には、平均的なレベルにいれば十分合格が見込めるので、まずは真ん中辺りを目指して頑張renaさいといったアドバイスもしている。その他、本学法科大学院出身の弁護士の指導（学習アドバイザー）や自主ゼミも有益であり、これらを勧めるようにしている。
- 授業では法学部出身と純粋未修との差はあまり感じないが、純粋未修は、最初は答案の書き方が分からないので、答案を書かせたときに法学部出身と大きな差を感じることもある。文書作成についても、一橋では、本学法科大学院出身の弁護士の指導（学習アドバイザー）や自主ゼミをすることでだんだんと身につけていく環境がある。

ウ 2年次以降の憲法科目

- 2年次は具体的な事実（判例）を素材に、具体的な事案の中で基礎的な知識

を使いこなせることを目標に授業を行い、3年次は、発展的な事案について、応用力を涵養することを目標に授業を行っている。

- 2年の授業は、判例ベースで事例問題を議論するという内容。毎回、結構な量の判例を読んでもらう。指示しなくても調査官解説や判例評釈などを読んでもくる学生も多い。

エ 一橋大学の未修者に対する教育効果を高めるための方策

- 入学前は、1月の合格者説明会で入学前にやるべきこと、読むべき本を伝え、3月上旬に予習課題を送って最初の授業の勉強の中身を知ってもらうなど最低限のことはやっている。
- 未修者は、バックグラウンドや習熟度はさまざまであり、個別に丁寧な対応が必要になると思われる。そこで、法科大学院としては、未修者に対しては主任担任教員・副担任教員を定め適宜面談を行うなどのきめ細かい対応を行っている。学生と教員の距離も近く、学生が教員に質問や相談をしやすい環境にある。
- 本学法科大学院出身の弁護士に学習アドバイザーとして来てもらって、勉強の仕方や文書作成などの指導をしてもらっている。実務で活躍している修了生は学生のロール・モデルでもあり、勉強のモチベーションを上げることに役立っている。
- 1年次から2年次に進級するために、GPA要件、論文式の進級試験（憲法、民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法）がある。共通到達度確認試験で所定の水準の成績を収めることも進級要件となる。

(4) 北海道大学における民法科目の未修者教育について－池田清治教授

ア 北海道大学における未修者に対する民法教育の全体像

(ア) 入学前

- 入学前に、未修者のための「民法入門動画」(全12回で財産法全体、1回あたり50分程度)を視聴できるようにしている(動画は学部のサーバーにアップし、レジュメはTKCにアップ)。TKCの理解度確認テストを利用して各回5問から8問の短答式問題も解いてもらう。その他、TKCに過去2年分の定期試験の論文式問題・解説も提供している。任意であり、全員が受講しているわけではない(TKCでレジュメを見たか、確認テストを実施したか確認できる)。
- 入学前から、学習カルテを作成し、受講の状況や理解度確認テストの出来などを学習カルテに記入する。学習カルテは1年次科目の教員が科目ごとに作成し、4学期の定期試験の成績や受講状況、基礎ゼミの点数等も記入し、2年次科目担当教員へ引き継いでいる。

- 入学前の入門動画提供や学習カルテ作成は、憲法と刑法でも実施。

(イ) 入学後

- 1年次の基礎プログラムは4学期制（学部2年分を1年に圧縮。同時並行ではなく、順番に実施した方がよいという考え。）。春学期：「民法Ⅰ」（総則・物権、3単位）、夏学期：「民法Ⅱ」（契約・債権総論のうち債務不履行関係、3単位）、秋学期：「民法Ⅲ」（債権総論のうち債権回収関係、担保物権・不法行為、2単位）、冬学期：「民法Ⅳ」（家族法、2単位）の計10単位。1年次科目はすべて池田教授が担当。その他、通年で弁護士講師が文書作成を指導する「民事法基礎ゼミ」（1単位）が並行。
- 2年次は、前期：「民事法事例研究Ⅰ」（総則・物権、2単位）、「民事法事例研究Ⅱ」（債権各論・債権総論のうち債務不履行関係、2単位）、後期：「民事法事例研究Ⅲ」（債権総論のうち債権回収関係・担保物権、2単位）＋「民事法ゼミ」（1単位、通年）。
- 3年次は、前期：「深化プログラム現代家族法」（2単位）。

イ 1年の基礎プログラム民法の授業内容・方法等

- 基礎プログラム民法の授業は講義形式で実施（憲法や刑法は対話方式も取り入れている）。家族法も含めて10単位しかなく、対話方式ではガバナンスが難しいので、対話方式は2年次以降でやるし、文書作成指導は基礎ゼミでやると割り切り、学生にも「LSは双方向の授業をやるが、民法ではそれは2年生からで、1年生は講義形式とする。」と説明している。
- 基礎プログラムでは、予習は要求していない。未修者にとっては予習に時間をかけるより、講義を聞いた後に教科書を読む方が知識も定着するし、正しい理解も得られるので、復習に力点を置く方がよいと考えている。
- 教科書の候補はいくつか挙げているが、相性があるため、指定はしていない。予備校のテキストでもよいと言っている。最終的に、教科書は自分で作るものと指導している。
- 講義方式でも10単位しかないなので、教える内容は基礎基本に限定している。例えば、無権代理と相続では、共同相続の話はしない。基礎基本である単独相続をしっかりと理解してもらう。まだ相続法をやっていない段階なので共同相続はやらず、学生には2年生になってからやってくださいと言っている。大切なのは、いつの時点で勉強すればよいかを伝え、学生が学修の見通しを立てられるようにすること。
- 授業（90分）では学生の緊張感・集中力維持のため途中休憩を入れている（「45分授業→2、3分休憩→配付資料等について少し説明→40分授業」）。板書するのも、書いたり消したりする時間に学生が休憩できるようにという配慮もある。
- 文書作成指導は弁護士講師が担当する民事法基礎ゼミに振り分けているが、基

礎プログラムとの連携が重要なので、通年7回の基礎ゼミのうち、第1回の問題は池田教授が作成し、その後の作問にも参加するなどの連携を図っている。第1回の問題の参考答案も作成しているが、学生が実際に書けるレベルでないと参考にならないので、字数にも気をつけて作成している。

- 4学期の各期末に定期試験が実施されるが、授業終了後定期試験までの間を少し空け勉強する期間を確保するようにしている。春学期の期末試験は6月に実施されるが、未修者も、その前に民事法基礎ゼミで2回は文書作成指導を受けているので、定期試験にも一応対応できている（書けない者もいるが、書けないことを早めに気づくことも大事だし、春学期については再試験という救済もある。）。
- 双方向を担保するため、また、学生のモチベーションの維持や自学自修を指導する意味でも、授業外で様々な行事を実施している。例えば、4月に、フォローアップ演習問題の使い方を説明した後、実際に答案作成させ（書けないことを実感させ）たうえで、解説会を実施する、4月の宿題として、司法試験の論文式過去問につき問題読みや参考答案の書き写しを経験させる、各定期試験の後に解説会を実施する、7月頃に若手弁護士を囲んだ座談会を実施する、8月中に司法試験に関するセミナー（短答と論文の違いや法務省が公開している資料の解説や過去問に取り組む理由の説明等）を実施するなどしている。
- 未修者教育において大切にしているのは、極力学生が不安を感じないようにコミュニケーションを図るということである。努めて方向性を示し、コミュニケーションを図り、安心感を与え、勉強の方法で考えるサンプル例を与えることをしている。

3 あるべき未修者教育の内容・方法等についての考察

(1) 総論－未修1年次に対する良い教育の共通要素

上記4名の教員のヒアリング結果から、学生から評判の高い教員の共通項要素として、①学生が司法試験に合格し、良い法曹になるために必要な教育をしているという目的意識が明確であること、②そのために未修1年の段階で修得させるべき知識や能力等について実現可能で合理的な到達目標を定めていること、③その到達目標やそれを実現する道筋や方法等を学生が理解できるように伝えていること、④到達目標を達成できるような内容・方法の授業（予習や復習の指示を含む。また、必要に応じて他の科目と連携することや補助教員等を活用することなども含む。）を実施していること、⑤授業で取り上げるべき幹とそうでない枝葉を区別し、授業では幹となる部分につき学生に正確な理解をさせることを重視した授業をしていること、⑥学生に自学自修の重要性を認識させ、自学自修の方法も身につけさせるような指導をしていること、⑦学生とのコミュニケーションを大切にし、また、学生のメンタルケアやモチベーションにも配慮して、多様なバックグラウンドを有する個々の

学生の質問や悩み等に対して個別に丁寧な対応をしていることなどが指摘できよう。

以上の共通要素は、いずれも学修者本位の教育にとって必要な要素でもあり、学生から評判の高い教員は、まさに学修者本位の教育が実践できているということを実感できた。特に、司法試験合格等の目標達成のためには、教える側の教育上の工夫や努力も大切であるが、それだけでは足りず、何よりも学生自身が目標達成に必要なかつ適切な自学自修ができるようになることが必要不可欠であることを考えれば、⑥の学生が必要かつ適切な自学自修できるようするための指導や、⑦個々の学生ごとに異なる悩みや躓きなどを早期に克服できるよう、学生が気軽に教員等に相談でき、教員等がそれに丁寧に対応するといった環境等があることの重要性があらためて注目されるべきである。

また、目的は同じでも、それを達成する手段は一つではなく、様々な方法がありうるということも忘れてはならない。例えば、今回の教員ヒアリングにおいても、未修1年の授業において、双方向の授業の有効性があらためて確認できた一方で、有効適切な講義方式の授業が実践されていることも確認できた。また、未修1年前期の早い段階から事例問題の答案作成を意識した教育の好事例が確認できた一方で、未修1年の科目を通年制とし、1年前期は基礎的な概念を正確に理解させ、1年後期から事例問題の答案作成もさせるという段階的な教育の好事例も確認できた。教員数や利用可能な教育資源等において各法科大学院で置かれている環境や各教員の個性等が異なることなども踏まえると、大切なことは、各法科大学院、そして未修者教育に携わる一人一人の教員が、他の未修者教育の好事例なども参考にしながら、各法科大学院の置かれた環境の中で、目的を達成するために実現可能で有効適切な教育の内容や方法等につき改良を重ね、学修者本位の教育を実現させることである。

以下、今回の教員ヒアリングで明らかとなった汎用性が高いと思われる未修者教育の内容や方法等の好事例を整理して紹介するので、是非参考にいただき、未修者教育の改善・充実のためお役立ていただきたい。

(2) 各論—法科大学院全体で共有することが望ましい未修者教育の好事例

ア 法曹養成教育であることを意識し、それにふさわしい教育をすること

「実務法曹として必要な幹の部分に絞り」、「授業では理論的なことに踏み込むことは自制し」、「細かい学説の対立には踏み込まず、判例や多数説など主流の考え方を教えるようにしている」(成瀬教授)、あるいは、「学部よりも判例を詳しく説明している」、「実務に出れば事実が重要なので、事実の中から憲法問題を探す」指導をしつつ、「判例をベースに・・・両方(の当事者)立場で考えさせるようにしている」(只野教授)といった、実務法曹を養成するための教育であることを意識し、それにふさわしい教育がなされていることは大いに参考にすべきであろう。

司法試験は、法曹になろうとする者に必要な学識とその応用能力を試す試験で

あるので¹⁹、上記のような法曹養成にふさわしい教育が司法試験に役立つことは言うまでもない。学生にとっての最大の関心事は司法試験であり、司法試験に役立つ授業をしていることが学生に伝われば、学生はその教員を信頼し、その授業に力を入れるようになり、教育効果がより高まることも期待できよう。

イ 授業で取り上げる知識等を絞り込むこと

「授業で取り扱う内容は、民法に関する知識のうち重要度の高い知識に重点を置き、比較的重要度の低い枝葉の知識は扱わない」（田中教授）、「1年次では、実務法曹として必要な幹の部分に絞り、枝葉は落として教える・・・例えば、違法性の意識や誤想過剰防衛などは重要な論点だが、1年次の授業で教えると混乱するので、夏季休業期間中に自修するように指導している」（成瀬教授）、「教える内容は基礎基本に限定している。例えば、無権代理と相続では、共同相続の話はしない。基礎基本である単独相続をしっかり理解してもらう。まだ相続法をやっていない段階なので共同相続はやらず、学生には2年生になってからやってくださいと言っている」（池田教授）など、未修合格者から高い評価を得た教員が、未修1年前期の段階では、授業で取り上げる知識等を意識的に絞り込んでいることは、大いに注目すべきである。

「共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）」²⁰に記載されている項目につき学説も含めてすべて授業で取り上げようとする、法曹養成として重要なところに十分な時間をかけることができず、薄く広い大量の知識を一方向的に伝授するような授業となりがちである。それでは、多くの未修者は消化不良となり、重要なところも正しい理解が得られないということになりかねない²¹。何を授業で取り上げ、何をとり上げないかは個々の教員で見解に相違があると思われ、様々な考え方があって然るべきであるが、未修者教育の改善・充実のためには、上記のように、未修者が消化不良にならないように配慮し、授業で取り上げる内容をあまり欲張らず、少なくとも重要度の高い事項は授業で取り上げて正しく理解させ、重要度が必ずしも高くない事項は自学自修に委ねるという授業のあり方が真剣に検討されるべきであろう。なお、この場合は、学生に対する自学自修に委ねる事項が多くなるので、自学自修の指導もあわせて行われるべきであり、この点は次で検討する。

ウ 学生が有効適切な自学自修ができるようになるよう指導すること

「学生が『自学自修』できるようになるように方向づけることが自分の役割」

¹⁹ 司法試験法第1条参照。

²⁰ 文部科学省の専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム「法科大学院コア・カリキュラムの調査研究」の調査研究班が2010年9月に公表した「共通到達目標（コア・カリキュラム）モデル案」の最終案。

²¹ 未修合格者のヒアリングでは、「未修1年目の学修の速さや情報量の多さについていけず、精神的に参ってしまった初学者は少なくない」などの声もあった。

だと考え、「予習で何が重要なのか考えながら教科書を読んでもらうために、質問事項を列挙したレジュメを配布し」、「自学自修を定着させるために、ソクラテスメソッドを採用して・・・学生が理解できているか確認し」、「復習の方法について、①その日のうちに復習すること、②まとめノートを作成すること、③アウトプットの訓練をすることを繰り返し指示・推奨している」（田中教授）、「学生が自学自修できるように指導することが重要であり、そのためにも、予習をしてきた学生と双方向で理解度を確認しつつ、基本的な概念について正確に理解させることが重要」であり、「予習段階でよく分からなかった部分や不十分であった部分については、授業中にきちんとメモに取り、それをノートにまとめ直すなどしっかり復習するよう指導し・・・理解が不十分でうまくまとめ直せないときはいつでも質問に来るように話している」（成瀬教授）、予習の段階で充実した自学自修ができるよう「事前課題で押さえるべき判例や論点を示して予習してきてもらい」、復習の段階での自学自修に資するよう「授業が終わった後に、復習用にフルバージョンのレジュメを配るようにしている」（只野教授）、「未修者にとっては予習に時間をかけるより、講義を聞いた後に教科書を読む方が知識も定着するし、正しい理解も得られるので、復習に力点を置く」よう指導し、「最終的に、教科書は自分で作るものと指導している」（池田教授）など、未修合格者から高い評価を得た教員が、未修1年前期の段階において、学生が有効適切な自学自修ができるよう意識的に指導していることも、大いに参考にされるべきである²²。

予習の段階で充実した自学自修ができるように配慮されたレジュメを配布すること、有効適切な復習ができるように復習の仕方を丁寧に指導することなど参考にすべき点が多いが、ここで注目すべきは、田中教授と成瀬教授が、授業でソクラテスメソッドや双方向授業を行っている理由として、学生が自学自修できるようになるためと考えていることである。正しい理解とはどのようなことか、どのように思考すれば正しい理解が得られるのかといったことを、ソクラテスメソッド等を用いて授業で実感させることができれば、自学自修においても正しい理解を得ることができるようになるという考えだと思われ、参考にされるべきである。

エ 早い時期から学修方法を修得し、学修の見通しを立てられるようにすること

前掲法務研究財団成果報告書において指摘された法学未修者が抱える問題状況のうち、「法科大学院に入学した時点において・・・基本的な学修方法がわからず、日々の授業にどう対応していけばよいのか戸惑うなかで無為に時間が過ぎてしまう・・・長期的な学修プランをイメージすることができないまま、1年次前期が終了してしまう。」という問題を解消するための方策として、次のようなことが参

²² なお、ここで大切なのは、学生が有効適切な自学自修ができるようになることであって、教員がその指導をするのも一つの有効な方法であるが、補助教員等がその指導をするなど他の方法もありうることを付言しておく。

考になる。

i 法科大学院としての入学前後の取組

入学前に、法科大学院での学修の準備をさせるための説明会を実施したり（一橋大学）、1年前期科目の入門編の動画を視聴する機会を提供する（北海道大学）などの取組をする。あるいは、入学直後の4月に、未修コースの先輩（3年生）による「勉強方法」相談会を実施したり（神戸大学）、未修コース出身の先輩弁護士が法科大学院での勉強の仕方を教えるワークショップを実施する（東北大学）などの取組をする。

ii 1年前期の授業を担当する教員の指導

池田教授は、未修者教員において大切なことは「極力学生が不安を感じないように・・・努めて方向性を示し、コミュニケーションを図り、安心感を与え、勉強の方法で考えるサンプル例を与えること」だと考え、例えば、授業外では、フォローアップ演習問題の使い方を説明し、授業では、取り上げなかった論点につき、いつ勉強するのが適切なのか学生が学修の見通しを立てられるように説明するなど、授業の内外できめ細やかな指導を実践している。成瀬教授は、「学生に授業の方針やコンセプトを理解してもらうためにも、学生とのコミュニケーションが大切」と考え、自ら担当する2年間の刑法科目で、どの段階でどのような知識や能力を修得させるのか学生に方針やコンセプトを理解させて授業を進めており、学生が学修の見通しを立てて学修できるよう配慮がなされている。教授は、初学者が1回で理解できないことを前提に、1年前期は「基幹的な知識とその用い方の修得」に重点を置き、それを実現するために民法入門から民法基礎へと段階を踏みながら、重要な事項は何度も繰り返すことにより身に付くというコンセプト（「繰り返し効果」）を学生に理解させて、授業を進めている。只野教授も、未修者に無理を強いているところがあることを理解したうえで、未修者特有の不安を軽減するために、「すぐに全体が分かるようになるわけではないので、繰り返しやるのが大事で、繰り返しやればできるようになる」というコンセプトを示しつつ、「平均的なレベルにいれば十分合格が見込めるので、まずは真ん中あたりを目指して頑張りなさい」など不安を軽減させつつ、学修の目標を設定させるようなアドバイスもしている。

このような教員の配慮は学生にも伝わるはずである。未修者にとって、入学前後に基本的な学修方法を知る機会も必要かつ重要だと思われるが、さらに、1年前期に授業を担当している教員が、未修者の不安も理解したうえで、コミュニケーションを大切にして気軽に質問や相談に応じてくれ、こうすればできるようになるという道筋を示してくれると、1年前期中の不安も大きく軽減され、前向きに学修することが可能になると思われる。

オ 1年前期に法律基本科目の授業と結びついた文書作成指導が行われること

前掲法務研究財団成果報告書において指摘された法学未修者が抱える問題状況のうち、「法律的な文書を作成した経験がないまま・・・近づいてくる前期期末試験・・・にどう対応すればよいかということで頭の中が一杯になってしまい・・・長期的な学修プランをイメージすることができないまま、1年次前期が終了してしまう」、「具体的事例のなかから問題点を見いだして解決策を文章に構成する、という訓練を本格的に開始する時期が法学既修者に比べて大幅に遅くなり、そのことの影響が、法学既修者と合流する2年次以降においても、法学既修者との大きな学力差となって現れる」という問題を解消するための方策として、次の取組は特に優れた取組といえ、是非参考にさせていただきたい。

神戸大学では、1年前期の「民法基礎Ⅰ」・「民法基礎Ⅱ」等と伴走して、そこで既に学んだ基本的法律知識を用いた法文書の作成を実践する「法解釈基礎Ⅰ」を開講している。「民法基礎Ⅰ」の担当教員である田中教授が「法解釈基礎Ⅰ」も兼務しているため、科目間の連携が十分に図られていること、各学生が作成した文書につき個別添削もするうえ、優秀答案を全員で共有しながら教員が解説すること、さらに、民法基礎Ⅰの中間試験・期末試験も含めれば、1年前期の段階で、各学生につき4回ずつ作成された法律文書を見て指導できることなどに照らせば、その教育効果は極めて高いと思われる。

北海道大学では、1年前期に弁護士講師が担当する「民事法基礎ゼミ」が文書作成指導を担っているが、池田教授が第1回の問題と参考答案も作成し、その後の作問にも関与するなど基礎プログラムの民法科目と密接に連携しながら実施されており、望ましい連携のあり方の一つといえよう。特筆すべきは、池田教授が自ら作成している参考答案であり、真に学生の参考になるように、内容面のみならず字数においても学生が作成できるレベルの参考答案を作成しており、大いに参考にされるべき取組といえる。

カ その他

(ア) 多様なバックグラウンドを有する未修者に対しきめ細やかな指導をするための方策として、神戸大学が実施している「未修者スタートアップ・プログラム」は、現時点における未修者教育の取組としてベスト・プラクティスとも評価できる素晴らしい取組であるが、他の法科大学院も比較的容易に導入することを検討できるという意味では、神戸大学とともに北海道大学も実施している学生一人一人の成績や学修状況等が記録される「カルテ」の作成は、それを前提に多様な未修者に対するきめ細やかな対応を可能にするものであり、参考にされるべきであろう。また、一橋大学は、一人一人の未修者に対し主任と副の複数の担任教員を定めており、多様な未修者に対しきめ細やかな指導するための体制の整備という観点から参考になろう。

(イ) 各教員がすぐに導入できる学修者本位の授業の工夫としては、池田教授が行

っている「授業（90分）では学生の緊張感・集中力維持のため途中休憩を入れている（「45分授業→2、3分休憩→配付資料等について少し説明→40分授業」）」ことなども参考になる。

（ウ）最後に、未修者が2年で既修者と合流した際に学力の差を感じるという問題につき、印象的だったのは、東北大学においては、1年の「刑法」と2年の「基幹刑法」（の8割）を成瀬教授が担当しており、1年・2年と同じ教員が教えるので、途中から入る既修者よりも2年間一貫した教育を受ける未修者の方が総合的には理解が進むと考えていることであった²³。未修合格者ヒアリングによれば、未修者が2年で既修者と合流した際に困難を感じる原因として、知識を詰め込む1年の授業と事実分析や文書作成をさせる2年の授業とのギャップが大きいことも理由の一つとなっていたが、それは1年の科目と2年の科目との連携が不十分だからだと思われる。それに対し、1年の科目と2年の科目を同一教員が担当し、成瀬教授のように2年間で計画的かつ段階的に未修者を育てる一貫教育を行った場合は、2年の教育内容を見据えて1年でしっかり基礎を身に付けた未修者の方が2年で応用力も身に付けて伸びるということは十分理解できることである。どこの法科大学院でも同じようにできることではないが、東北大学における刑法教育の好事例は、同様のカリキュラムが組める法科大学院にとっては大いに参考にすべき事例だと思われる。また、1年と2年で異なる教員が担当する法科大学院においては、これまで以上に1年の科目と2年の科目の連携の強化を図る検討をすべきであろう²⁴。

第4 まとめ

今回未修者教育プロジェクトは、未修者教育の改善・充実のために協会が中心となる連携や協働の第一歩として、協会と日弁連が共同して、未修者にどのような内容・方法の教育を行うべきかという教育の中身にも踏み込んで調査研究したものであり、限られた時間で行われたものではあるが、未修合格者ヒアリングの結果として実際に未修者教育を受けて司法試験に合格した者の多くの貴重な声を紹介できたことは、学修者本位の教育の実現という観点から未修者教育の改善・充実を図るうえで参考になる情報の提供として大きな成果といえるのではないかと、そして、学修者本位の教育を実践している4名の教員の優れた未修者教育の実例を紹介できたことは、法科大学院

²³ 東北大学修了の未修合格者もヒアリングで同様の感想を述べていたが、他の法科大学院修了の未修合格者も、「既修者と合流して困難を感じる科目が多かったが、1年の科目と2年の科目が同じ教員の場合は、困難を感じずに、1年で学んだことを2年で深める学修ができた」と述べており、極めて示唆的である。

²⁴ 未修合格者ヒアリングにおいて、既修者と合流した2年前期はずっと困難を感じていたという未修合格者から「2年になったらレベルが跳ね上がった感があり、その間を埋めるため、春休みのフォローアップとして、アウトプットの指導を受ける機会などがあれば良かった。」という声があり、検討に値する。

全体で協働しながら未修者教育の改善・充実を図っていく大きな第一歩となったのではないかと自負しているところである。

しかしながら、今回の調査研究は、対象を「憲法・民法・刑法という3科目の未修1年の段階（特に入学前後から前期の段階）の教育」と限定しており、その範囲でもまだまだ十分な検討ができていない部分も多いうえ、他の科目に関することや、他の期間における教育、社会人学生に対する教育など、未修者教育の改善・充実にとっては、残された課題の方が多い。

したがって、今回のプロジェクトを第一歩として、今後も引き続き、協会を中心に、各法科大学院、法曹界等関係機関が連携・協力し、継続的に未修者教育の改善・充実を図っていく必要がある。そして、そのような取組が継続的に実施されていくことにより、法科大学院における未修者教育が充実し、優れた資質・能力を有する多くの他学部出身者や社会人経験者が法曹を目指して集い学べる法科大学院が実現することを祈念して終わりとする。

以上

未修者教育プロジェクトメンバー一覧

【法科大学院協会】

片山直也（理事長、慶應義塾大学）※【教】

松下淳一（専務理事、東京大学）

山野目章夫（カリキュラム等検討委員会主任、早稲田大学）※【教】

小池信太郎（未修者基礎教育検討小委員会委員長、慶應義塾大学）※【教】

白石 大（未修者基礎教育検討小委員会委員、早稲田大学）※【合】、【教】

片桐直人（未修者基礎教育検討小委員会委員、大阪大学）※【教】

後藤 昭（顧問、一橋大学名誉教授）

【日本弁護士連合会】

田村智幸（法科大学院センター委員長、札幌弁護士会）

上松健太郎（法科大学院センター副委員長、愛知県弁護士会）※【合】、【教】

宇加治恭子（法科大学院センター副委員長、福岡県弁護士会）※【合】

内村涼子（法科大学院センター副委員長、東京弁護士会）※【合】、【教】

椎嶋裕之（法科大学院センター副委員長、東京弁護士会）

関 理秀（法科大学院センター副委員長、東京弁護士会）

竹内 淳（法科大学院センター副委員長、第二東京弁護士会）

谷井 智（法科大学院センター副委員長、広島弁護士会）※【教】

廣澤 努（法科大学院センター副委員長、島根県弁護士会）※【合】、【教】

宮城 哲（法科大学院センター副委員長、沖縄弁護士会）※研究代表、【合】、【教】

森田憲右（法科大学院センター副委員長、東京弁護士会）※【教】

日吉由美子（法科大学院センター委員、東京弁護士会）※【合】、【教】

酒井 圭（法科大学院センター幹事、東京弁護士会）※【合】、【教】

青野博晃（司法調査室嘱託弁護士、東京弁護士会）※【合】、【教】

池田雅子（司法調査室嘱託弁護士、東京弁護士会）※【合】、【教】

片桐 武（司法調査室嘱託弁護士、第一東京弁護士会）※【合】

細川早智子（司法調査室嘱託弁護士、東京弁護士会）※【合】、【教】

山岸勇紀（司法調査室嘱託弁護士、第二東京弁護士会）※【合】、【教】

※ 肩書は2021年6月19日現在

※ 【合】は未修合格者ヒアリング担当者、【教】は教員ヒアリング担当者を意味している。